

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 6 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 6 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 7 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 6 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 7 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

出席議員 (1 4 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
---------------	-----------------------	-----------

総務部長 兼住民課長	遠	藤	秀	男	君	経済部長 兼建設課長	森		寿	浩	君
会計管理者 兼会計課長	庄	子	俊	悦	君	洞爺総合支所副支所長	大	西	康	典	君
総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災課長	鈴	木	清	隆	君
税務財政課長	伊	藤	里	志	君	健康福祉課長	皆	見		亨	君
健康福祉センター長	山	本		隆	君	観光振興課長兼洞爺湖温泉支所長	澤	登	勝	義	君
火山科学館長	木	村		修	君	産業振興課長	佐	藤	孝	之	君
環境課長	室	田	米	男	君	上下水道課長	八反田			稔	君
ジョハーク推進課長	武	川	正	人	君	庶務課長	藤	川	栄	治	君
農業振興課長	杉	上	繁	雄	君	教育長	綱	嶋		勉	君
管理課長 兼学校給食センター長	天	野	英	樹	君	社会教育課長	永	井	宗	雄	君
代表 監査委員	宮	崎	秀	雄	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	庶務係	猪	股	幸	子
議事係	平	間	義	陸					

◎開会の宣告

○議長（千葉 薫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成26年6月会議を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（千葉 薫君） 現在の出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎自治功勞表彰

○議長（千葉 薫君） ここで、佐藤議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

○事務局長（佐藤久志君） 6月5日に開催されました北海道町村議会議長会におきまして、千葉議長が在職15年以上の自治功勞、佐々木議員が在職25年以上の自治功勞を受賞しておりますので、副議長より伝達をさせていただきます。

千葉議長、佐々木議員は、前のほうへお願いいたします。

（千葉議長、佐々木議員、前方へ移動）

○副議長（七戸輝彦君） 表彰状。

洞爺湖町議会、佐々木良一殿。

あなたは、議会議員として多年にわたり議会成果の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされ、もって地方自治の発展に寄与・貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表します。

平成26年6月5日。

北海道町村議会議長会会長、萬和男。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。

洞爺湖町議会、千葉薫殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり地方自治の振興発展に寄与・貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表します。

平成26年6月5日。

北海道町村議会議長会会長、萬和男。

おめでとうございます。（拍手）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、6番、佐々木議員、7番、篠原議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（千葉 薫君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

佐々木委員長。

○議会運営委員会委員長（佐々木良一君） おはようございます。

議会運営委員会の所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、平成26年6月会議の運営について、平成26年6月10日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は、私、下道副委員長、宮田委員、小松委員、板垣委員。

委員外として、千葉議長、七戸副議長、説明員として、八木橋副町長の出席をいただいております。

結果につきましては、平成26年6月会議は本会議を開催し、日程については6月17日から19日までとするものであります。

審議内容については、裏面に記載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 薫君） ただいまの報告のとおり、本定例会議の会議期間については、本日から19日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） ご異議なしと認めます。

したがって、会議期間は、本日から19日までの3日間と決定をいたしました。

◎行政報告について

○議長（千葉 薫君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会平成26年6月会議に町の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

一つ目として、金品の寄附でございます。

虻田郡洞爺湖町高砂町37番地24、植村秋光氏、金額5万円でございます。

次に、札幌市中央区南3条西6丁目5番地212、有限会社H I Cトラベル代表取締役、黒崎郁美氏、金額200万円でございます。これは、アイアンマン・ジャパン北海道大会を通じたスポーツ観光事業ということで寄附をいただいております。

2として、物品の寄附でございます。

ボランティアサークル・ななかまどの会代表、坂井千枝氏、山桜の成木6本。これは、洞爺湖温泉公園に植樹でございます。

二つ目に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給についてでございます。

このたび、町では、国からの自治事務として、消費税率の引き上げに伴う非課税世帯等への方々への負担の影響に鑑みた、暫定的、臨時的な措置である臨時福祉給付金を支給いたします。

また、子育て世帯に対しましては、消費の下支えをする観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

申請受け付けは、いずれも給付事務の準備が整う7月下旬からを予定しております。

給付の要件に該当される方には、申請忘れなどにより不利益にならないよう、万全の周知と関係機関への協力をお願いすることとしております。

なお、給付金支給に伴う予算につきましては、本議会に補正予算を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目として、本町地区水道水の硬水対策事業の進捗状況についてでございます。

本町地区水道水の硬水低減化対策については、3月28日付で厚生労働省から平成26年度水道施設整備費国庫補助金の内示を受け、交付申請や工事発注手続を取り進めてまいりました。

5月22日に、代替水源施設整備事業として、三豊送水ポンプ場建設工事を初め7本の工事入札を実施いたしました。

工事につきましては、安全対策に万全を期し、一日も早い施工を目指して進めてまいります。

4として、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

以下、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

○教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目でございます。寄附についてでございます。

このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

寄付者は、入江255番地3、秋山博子氏で、町内の小学生全員へ木製クリップ400個でございます。

二つ目が、公立高等学校配置計画案についてでございます。

去る6月3日、北海道教育委員会から、平成27年度から平成29年度に係る公立高等学校配置計画案と平成30年度から平成33年度までの見通しもあわせて公表されました。

胆振西学区に関しては、平成27年度から平成29年度までの新たな配置計画案はありません。平成30年度から平成33年度までの調整を考慮した定員調整の検討が必要、また、伊達市内において、再編を含めた定員調整の検討が必要とされています。

今後、地域別検討協議会での協議などを経て計画決定の予定となっております。

次に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

取り組み状況については、記載のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第6号の上程、報告、質疑

○議長（千葉 薫君） 日程第4、報告第6号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

小松委員長。

○総務常任委員会委員長（小松 晃君） それでは、読み上げて報告をします。

報告第6号所管事務調査報告。

平成26年6月17日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様、総務常任委員会委員長、小松晃。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、公共施設の耐震化工事及び改修工事の成果について。

2、調査日、平成26年4月17日、5月20日。

3、出席委員、私、立野副委員長、佐々木委員、下道委員、越前谷委員、沼田委員、七戸委員。

4、説明員等、管理課、天野課長、高橋主査、社会教育課、永井課長、角田主幹、庶務課、藤川課長、乾辺主査、健康福祉センター、山本センター長、汐後主査。

5、調査内容でございます。

1、耐震化工事。

昭和56年6月以降の建築施設は新耐震基準によるため、それ以前の建築施設の耐震化を図る必要がある。

I s 値と、それぞれの数値に対する指標を参考までに記載しましたので、これは後ほどごらんをいただきたいと思います。

1枚めくっていただいて、(1)とうや小学校校舎。

建築年度、昭和42年。

構造、鉄筋コンクリートづくり。

I s 値、最も低い数値0.327。工事施工後の数値0.7以上。これは、文科省が基準としている数値でございます。ただ、その数値は構造計算上のもので、鉄筋コンクリートなどに比べて実測する方法もないということでございます。

同体育館は、建築年度昭和42年。

構造、鉄骨づくり。

I s 値、最も低い数値で0.11。工事施工後の数値、これも校舎と同様0.7以上ということで載っています。

耐震化の工事費、校舎・体育館は2,525万円、同時施工の改修工事費は、校舎・体育館で1,417万円です。

次に、(2)あぶた体育館。

建築年度、昭和51年。

構造は、鉄骨づくり。

I s 値、最も低い数値で0.13。工事施工後の数値は0.7ということで、学校の基準に準じております。

耐震化の工事費が4,672万円、同時施工の改修工事費は3,551万円です。

2の改修工事。

(1)財田スポーツ交流館。

建築年度、平成13年。

構造は、鉄骨一部木造。

工事概要は、床材をアスファルト系の土間床からゴムチップウレタンの床に改修。

事業費は、1,496万円です。

(2)地域交流センター。これは、旧健康福祉センターさわやか別館でございます。

建築年度は、昭和54年。栄町保育所として建設をしております。

構造は、鉄筋コンクリート一部コンクリートブロックづくり。

工事概要は、老朽化した建物・設備の改修と備品の整備を行うことで、地域交流センターとしての機能、子育てサロン、学童保育、地域開放スペース、生きがい交流スペース、多目的会議室等の充実を図るということでございます。

事業費は、5,400万円。

調査の結果。

(1) とうや小学校、あぶた体育館ともに耐震化が図られたが、大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がなくなったのではなくて、危険性が低くなったことから、今後は、火山噴火に対する対応とあわせて大規模地震や津波に対する対応の強化が必要ではないかと思われる。

(2) 財田スポーツ交流館、地域交流センターともに改修、改築したことにより利用の範囲が広がり、従来より多くの町民などが利用することが考えられるので、使用申し込みや鍵の管理等でトラブルが生じないような対応が必要と思われる。

以上でございます。

○議長(千葉 薫君) ただいま報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(千葉 薫君) なしと認めます。

ご苦労さまです。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告、質疑

○議長(千葉 薫君) 日程第5、報告第7号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(千葉 薫君) 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

板垣委員長。

○経済常任委員会委員長(板垣正人君) おはようございます。

読み上げて報告したいと思います。

報告第7号所管事務調査報告書。

平成26年6月17日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様、経済常任委員会委員長、板垣正人。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、国道37号の歩道部分の除排雪について。

2、調査日、平成26年5月29日。

3、出席委員、板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員。

4、説明員等は、森経済部長、環境課、室田課長、建設課、山崎主幹。

5、調査結果。

国道を管理している室蘭開発建設部によると、豊浦町から伊達市までの区間において、歩道部分における定期的な排雪は実施していないが、苦情などが寄せられた場合に、その都度対応しているとのことである。

しかし、市街地における交差点などの車両が国道に出入りする箇所は、雪が堆積すると車両交通の安全に不安があることから、適切な管理について町から要請することを求めたところであります。

次、所管事務調査その2。

1、調査事項、曙公園から浮見堂周辺のキャンプ場の清掃管理、財田から月浦までの湖畔の清掃管理、砂浜部分の木の葉や木くずの清掃管理状況について。

2、調査日、平成26年5月29日。

3、出席委員、板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員。

4、説明員等は、大西総合支所副支所長、庶務課、藤川課長、環境課、室田課長。

5、調査結果。

キャンプ場及び公園等の清掃管理については、町が業者へ委託して定期的な清掃管理を実施しており、キャンプ場の利用者に対しても適切なおみ処理の協力を求めるなどの取り組みを行っており、特段問題となる状況にはなっていないとのことである。

キャンプ場、公園以外の湖畔沿いについては、定期的な清掃は実施しておらず、住民からの情報提供があった場合に随時対応している状況である。

また、砂浜部分の木の葉やくずについては、町内の一斉清掃時などに回収されたものを町で運搬処理することとしている。

湖畔沿いの清掃については、それぞれの区間において、おのおのが実施しても、風や波などにより清掃未実施区間から清掃実施区間へ影響を与えることもあることから、洞爺湖畔全体において一斉に清掃することが最も効果的である。町が主体となり、他の自治体や各関係機関と協力連携して取り組むよう要請したところであります。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） ただいま報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思いますが、ございますか。

沼田議員。

○11番（沼田松夫君） 記録ですから……。

○議長（千葉 薫君） 立ってお願いします。

○11番（沼田松夫君） 立ってですか。

記録ですから申し上げますが、説明員のところ、支所長が抜けていると思いますので、こ

れはつけておいたほうがいいと思います。

○経済常任委員会委員長（板垣正人君） 印刷ミスというか、そのようにさせていただきたい
と思います。

○議長（千葉 薫君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（千葉 薫君） なしということで、結構です。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎一般質問について

○議長（千葉 薫君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、2番、小松議員から12番、大西議員までの4名を予定しています。

初めに、2番、小松議員の質問を許します。

2番、小松議員。

○2番（小松 晃） きょうは、記載の2件について、町長の考えを伺いたいと思っております。

1件目は、非核平和の町宣言をしている町として、今の国の動きに対してどう受けとめるかということなのですが、当町は、平成20年3月、洞爺湖町非核平和の町宣言をしました。

宣言文の趣旨は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、恒久平和の実現を願って非核平和の町宣言をしようとしています。この趣旨から見ても、私は、非核平和宣言の町イコール反戦平和の町宣言とも思っています。

ちなみに、ことし3月1日現在で、北海道では60%、109の市町村、全国では88%、1,578の市区町村が同様の宣言をしています。

安倍政権は、この現実をまるっきり無視するかのごとく、また、歴代内閣が、現憲法が施行されてから67年間認めてこなかった集団的自衛権の行使を、憲法解釈を強引に変更してまで容認する方向に進んでおります。そして、今、これが侵されようとしています。

憲法学者などは、その時々、政権が憲法解釈を変更するということは、憲法の空文化、私文化につながると言っています。

そこで、政権が変わってから、これら一連の動きを町長はどう受けとめているかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） さきの衆議院選挙におきまして、与党が圧倒的過半数を占めている国の状況の中で、特に集団的自衛権、これらの問題につきましては、今、いろいろな報道でなされているところでございますが、私どもの町は、今、小松議員もおっしゃったように、非核平和の町宣言をしているところでもございます。

そのようなことから、集団的自衛権を拡大解釈しながら、いわゆる他国から攻められたと

き、または日本国に被害があるというようなときに、拡大解釈を余りにし過ぎているのではないかなという危惧をしているところでございます。

今、与党の中でも、これら閣議決定前に、いろいろ論議がなされているようでございますが、私どものほうといたしましても、与党の中にある一角の党のほうにも何とか頑張っていて、これを憲法解釈まで持ち込められるようなもの、または国民的議論にできるようなものになればいいなというふうにも考えているところでございまして、大変憂慮しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） このことについて憂慮していることは、多くの町民も町長と同じ思いではないかなというふうには思っています。

さきの大戦では、約310万人の国民を犠牲にして、洞爺湖町民からも287人の犠牲者を出しています。二度と再びこのようなことに町民を巻き込むことがないように、町民の命と暮らしを守る立場にある地方自治体の首長として、どう取り組もうとしているのかの考えもお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） まず、町としての取り組みでございますけれども、私どものほうといたしましては、何とか胆振町村会、そして全道町村会、あるいは全国町村会のほうから、やはり声を上げていかなければならないなというふうにも考えております。

さきに、6月15日でしたか、新聞にも載っておりましたが、地方議員215人が新団体を結成して、自治体議員立法ネットワークを設立されたということで、こういう内容で、政府のほうに対し、非常に危惧しているというふうなものをアピールしたようでございますが、私ども町村会のほうも、今、その方向に動きを持っていこうとしておりますので、洞爺湖町としても、それに同調しながら、何とか拡大解釈、あるいは憲法論議まで国民的世論になるよう、最善の努力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 全国の自治体の首長には、それぞれ考えを持っているとは思われますが、少なくとも日本が戦争ができる国になってもいいとか、あるいは子孫を戦場に送ってもよいと思う人は、まずはいないのではないかと思います。

この69年間、1人の戦死者も出さず、海外で1人も死なせていないというのは、この平和憲法があるからだとも言われています。

冒頭話しましたように、全国で1,789市区町村のうち1,578が非核平和の町宣言をしています。これらのことから、当町も加入している日本非核宣言自治体協議会、それから、今、町長、できれば全道、全国の町村会からも声を上げていきたいということを答弁されておりましたけれども、時間も切迫してきております。内閣の憲法解釈を、今、云々と、かなり進んできているようですから、やっぱり事は急がなければいけないというふうに思います。

そのようなことから、町長は具体的にどのような行動を起こすお考えなのか、改めて伺い

ます。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 最近の情報、これも新聞紙上でしか承知しておりませんが、たしか自民党岐阜県連、これも、今の政権の考え方、ちょっと、やはり行き過ぎではないかというお話も出ているようでございます。私も、今、胆振町村会の副会長という立場にありますので、早速、役員と相談しながら、胆振町村会としてどのような行動がとれるか、そして、全道町村会のほうにどのように働きかけをしていけるか、これを早急に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 町長からかなり前向きな意見をいただきました。

町長には、万に一つも310万人もの国民を犠牲にした73年前の歴史に齒車を戻させるというようなことは絶対に阻止するという思いで取り組んでいただきたいと思います。

これまでの平和が未来永劫続くことを願っております。

ただいま町長から、かなり前向きな答弁をいただきましたので、このことについてはこれで終わりたいと思いますけれども、議会にも、憲法解釈をしてまでも集団的自衛権の行使ができる国に進むことのないようにという意見をこの後提出させてもらっています。そのことも申し添えて、この質問を終わります。

次は、2点目の、町としての子ども・子育て支援対策についてお伺いをします。

急速な少子化の進行、これまでの子ども・子育て支援の不足などから、国では子ども・子育て支援を総合的に推進することとし、来年度から施行することになっています。

これを受けて、実施主体となる市町村は、地域ニーズに基づいた計画を策定し、給付、事業実施をすることになります。

町では、先ほど行政報告にもありましたように、洞爺湖町子ども・子育て支援事業実施計画策定委員会を立ち上げて、過日、第1回の委員会を行っております。この計画は、いつごろ具体的な内容を示せることになるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 今のご質問にお答えをさせていただきます。

洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定に際しましては、6月2日に学校関係者や保育所、幼稚園、PTAなど関係各機関からの代表者並びに現在子育てに従事されている保護者など、計9名の方々に計画策定委員会委員として委嘱状を交付し、あわせて第1回策定委員会を開催いたしましたところでございます。

策定委員会では、計画策定委員会の役割、子ども・子育て新制度の概要、子ども・子育て新制度に関連する本町の状況、昨年度実施いたしましたアンケート調査の結果などについて報告をいたしました。

次回からは、策定委員会を毎月1回程度開催し、計画策定に向けた議論を進めていく予定としております。

計画策定に当たってのスケジュールでございますが、策定委員会で計画素案の骨子をつくり、それをもとに審議いただきながら素案を策定する予定としております。

議員各位には、10月ごろに中間報告として計画素案をお示しさせていただく予定としております。

その後、議員各位からお伺いいたしましたご意見につきましては、その後の策定委員会において議論、審議を重ねた後、パブリックコメントを経て最終計画をお示しする予定となっております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 10月の素案づくりはいいのですけれども、私は、最終的な具体的な内容がいつ示されるのですかということをお伺いしたのです。

○議長（千葉 薫君） 最終的なことですね。

皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 最終的には、パブリックコメントを一応1月ごろを予定してございまして、2月ぐらいには最終計画をご提案したいと思っております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） わかりました。

この法律は、都市部などでの待機児童を解消するために、認定こども園、あるいは小規模保育園の創設などが主なように見えます。地域子ども・子育て支援の充実などがありますが、当町が該当するようなメニューは少ないのではないかなと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 国において、今回、計画の二本柱としておりますのは、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業の2本の柱になっております。

今、ご質問のありました件についてでございますけれども、やはり、今回の支援計画の中でも大きな一つの柱として上がっておりますのが、待機児童の解消等の内容となっております。

地方の部分におきましては、待機児童については、我が町で申しますと、3歳以上についてはないものというふうに確認をしているところでございます。ただ、先ほどの二本柱のうち子ども・子育て支援事業の中で、当町に求められているニーズ等を勘案しながら計画の中に盛り込んでいきたいというふうには考えております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 子ども・子育て家庭の状況及び需要、支援の提供イメージというのがありますけれども、この中では、満3歳未満の子供を持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭というのがありますけれども、法定13事業と言われる中には、これに該当するような事業が見当たらないように思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 子ども・子育て支援提供のイメージのお話でございますけれども、その四つのイメージというものがございまして、まず一つは、満3歳児以上の子供を持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭に対して、二つ目が満3歳児以上の子供を持つ保育を利用する家庭に対して、三つ目が満3歳未満児の子供を持つ保育を利用する家庭に対して、最後に、四つ目といたしまして、満3歳未満の子供を持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭という4本のイメージになってございます。

これらの事業計画を子ども・子育て支援事業計画の中で盛り込むこととなっておりますけれども、今の法定13事業の中に、このイメージに値する部分について、町独自のものとして計画をしているものにつきましては、今後の計画策定委員会の中で慎重に議論をしてみたいというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） もしそうだとすることであれば、ここに「法の枠を超えて」という、ちょっとオーバーな書き方をしましたけれども、法定13事業以外に、町が独自で、家庭で子育てを行う家庭の支援策を考えるという考えはあるかどうか、まずその点を伺います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 現段階では、まだ策定委員会のほうで、第1回目の開催でございますので、具体的な議論については進んでいないところでございます。今後の策定委員会の中で議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） ぜひ、この事業計画に取り入れてほしい対策として、3歳児までとは言いませんけれども、せめてゼロ歳児、1歳児は、保育所に預けるのではなくて、親が手元で育てられるような支援策、それから、せめてその後、母親が職場に復帰しやすい対策、これらを事業所に対して講じる等々の考えをしてほしいと思いますが、具体的な計画策定はこれからだということですが、今言ったようなことを計画に取り入れられるかどうか伺います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 特にゼロ歳児だとか1歳児につきましては、母親の温かい愛情に包まれて1日健やかに育つということが理想であるというふうには感じております。

ご指摘の母親の手元で育てられるような施策ということでございますけれども、財政状況からも、国や道の支援がなければ現実的にはなかなか難しいものというふうに考えております。

また、小さなお子さんを持つ母親の中にも、保育所に預けてでも働きたいと考える方もいらっしゃるというふうに思っております。

保育所に預けずに自分の家庭で保育したい、そういうような形をいかに、どういうふうに基準を設けるかなど難しい課題もあるというふうに考えております。法的な問題も調査しなければならないというふうに考えております。

いずれにしても、策定委員会の中で、今後の子育て支援策の中で議論をさせていただきたいというふうに思っておりますし、事業所に対しての支援等でございますけれども、これにつきましては、現在、町で計画策定している洞爺湖町次世代育成対策推進地域行動計画の中で、職場の事業主や地域社会に対して育児休業制度、介護休暇制度、再雇用制度などの普及を推進し、意識の改革を進めるとともに、制度の啓発、情報提供に努めるものとしたしているところでございます。

このたびの子ども・子育て支援事業計画におきましても、育児休業制度等が取得しやすいよう、事業者にご理解をいただきまして、制度の普及・推進を図る内容で計画に盛り込む予定としているところであります。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 今回、この質問を取り上げるに当たって、保育現場の実態がどうなのかということで、先日、保育所に行って、ゼロ歳児、1歳児の保育状況を見させていただきました。

生後七、八ヶ月ぐらいの子供が、もちろん、まだ歩けない子供なのですけれども、母親の腕から職員に渡して、そして置いていくと。このような光景を見ると、いたたまれないような思いをして見てきました。多分、お母さんも後ろ髪を引かれるような思いで置いていっているのだらうなというふうにも思ってみました。

また、離乳食の献立表もありましたので、ちょっと目にしましたけれども、せめて離乳食は保育所で、もちろん家庭でも食べさせていますけれども、保育所で食べさせるのではなくて、家庭で食べさせることができたらいいのになと、そのような思いもして見てきたところです。

桜ヶ丘保育所では、現在、ゼロ歳児3名ですが、8月には6名になるそうです。ますますこのような子供が多くなってくるのかなと思い、早く対策を講じる必要があるのではないかと考えて見てきたところです。

また、町では、昨年、子ども・子育て支援事業策定に関するアンケート調査を行っていますが、この中の自由記述のところで、今、課長も言っていた内容のものもありますけれども、一つには、生活費用のために働きに出たい。二つ目には、親がそばについていることが一番だが、休みがとりづらい。あるいは、三つ目には、子育て世代は年齢も若く、収入も少ないから、町からの経済的なバックアップがあると、出産、育児がしやすくなるのではないかと。あるいは、事業所によっては子育てに対する理解が少なく、出産や育児の休暇がとりづらい。そのために仕事を続けることも難しいなどの意見が見られました。

それぞれの家庭によって事情は違うかもしれませんが、多くは、やっぱり事情が許せるなら親の手元で子育てをしたいと、こういうふうに思っているはずです。その上で、町長が言っています育児疲れ、ストレス解消等に一時預かり事業を利用すると。これらが最も効果的な子ども・子育て支援ではないかなというふうに思います。

財源のこともありますが、単純には比較できないことはわかります。ゼロ歳児、1

歳児を保育するのに、共済費、その他諸経費を除いた人件費だけでも園児1人当たり130万円から140万円にもなっています。ですから、この金額のことだけで言うと、できない相談でもないかなというふうに考えます。

そこで、最後にもう一度伺いますけれども、町の子ども・子育て支援事業の目玉事業として、家庭で子育てを行う家庭の支援策を取り入れる考えがあるか、それともないか、これは町長に最後に伺いたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 今の町の目玉としての考えということでございますけれども、子ども・子育て支援事業計画の中で、先ほど出ておりましたけれども、法定13事業以外の計画といたしまして、任意事業というものも盛り込めるような状況となっております。必須事業以外に任意事業ということで、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項という内容でございます。

先ほどのアンケート調査の結果、それから法的なこと等も含めまして、国や道などの関係機関にお話を伺いながら、2回目以降開催いたします策定委員会の中で議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ゼロ歳児、それから1歳児等々については、議員おっしゃられるとおり、母親の温かい愛情に一日中包まれて育つのが一番ベストかなというふうに私どもも思っております。しかし、どうしても働かなければ生活ができないということで、お母さん、保護者の方々が保育所に預けると。

私どもの町でも、保育においては、ゼロ歳児から1歳児の方についても受け入れをすることで今進めているわけでございますが、ゼロ歳児もしくは1歳児の方が保育所に入ったときには、それぞれ保育士を置かなければならない。これらについては、相当のやっばり費用もかかってくるという部分がございますけれども、このかかる費用については、国や道のほうからもある程度、補助金、さらには保護者のほうからは保育料をいただいて運営をしている現状がございます。

ご指摘の、子育て対策の一つとして、町独自に、これをゼロ歳児あるいは1歳児の方々に対する支援策ということになりますと、全く、今のところ国、道等々の、いわゆる補助メニューがないということになっている現状がございまして、これを全て町のほうで賄うということになりますと、多額の費用を要するという部分もございます。ここら辺のことにつきましては、定住・移住、あるいは子育て対策等々にも鑑みすることから、町のほうではいろいろな角度からいろいろな検討を重ね、もし仮に取りかかれるところがあれば、それはそれで、また議員の皆様とも議論をしてまいりたいというふうに思っておりますので、とりあえずは、今、町の財政のことを鑑み、今後、いろいろな角度で検討を加えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 小松議員。

○2番（小松 晃） 最後に町長のお話を伺いました。

1点目は、町長も危機感を持って前向きな発言をされておりますので、これからも大いに期待したいと思いますし、2点目については、計画策定がこれからだということですから、その辺の経緯を見守りたいと思いますけれども、いずれにしても、圧倒的な町民の支持で再選をされた真屋町長です。ここはひとつ、さすがは真屋町長、思い切った政策を行うなと言われるような少子化対策、子ども・子育て支援対策を実施していただくことを期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、2番、小松議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。再開を11時とします。

（午前10時50分）

○議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午前11時00分）

○議長（千葉 薫君） 次に、13番、七戸議員の質問を許します。

失礼しました。暑くなっておりますので、上着は脱いで結構ですので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、13番、七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） これから、通告順に一般質問をさせていただきますので、理事者におかれましては、的確なご答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

まず、真屋町長におかれましては、さきの選挙での当選、まことにおめでとうございます。真屋町政2期目でもあり、私からの最初の一般質問でありますので、遅ればせながら当選のお祝いを述べさせていただきました。

その上で、町議会において、公明党は今までにも増して、真屋町政に対しては、応援すべきところは身を賭して応援し、町民のために言わなければならないところも徹底的に言わせていただく、そのような姿勢で臨んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭から少し挑戦的な表現になりましたが、決してそれが意図ではございませんので、ご承知おきをよろしくお願い申し上げます。

今回の選挙は、無投票でもありましたので、選挙の負荷が町長には少なかったかもしれません。このようなときには、往々にして、4年に一度、選挙のたびに、町民の方々のところにお伺いして、いろいろなことを意見していただく、そういうものを聞くような機会が失われがちになるようにも思います。その分も含め、町民の皆様にかわり意見や要望、疑問を議会で取り上げさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、第1番目に、防災に関する講演会と、こういうことで質問させていただきます。

この質問は、実は3回目になりまして、1回目から数えれば、もう1年以上が経過しているような状態です。そういう状態の中で、ぜひ聞いていただきたい防災の講演会ということで、その進捗状況についてお伺いするものです。

群馬大学の片田先生による防災の講演会を町は開催すべきと、そして、先生に町より講演を丁寧をお願いしてもらえないかという趣旨で、過去に2回、質問させていただいております。結構長々の質問でありまして、直近では昨年9月、長々と本当に質問させていただきました。まだ余り接触も先生にしていないというところで、その後、議会終了に、当時の担当課長から、あるいは職員の方々に動いていただきまして、先生のスタッフと連絡がとれたということで、講演に前向きな話をいただき、計画にも乗りそうだという、そういうようなことも聞いております。お忙しい片田先生に来ていただくのは大変なことだと思いますし、また、担当課にも忙しい思いをさせてしまっているなということも、私自身も理解しているところです。

しかし、これは企画防災課に限ったことではなくて、この後の担当課の対応がちょっとやっぱりまた、いつもの癖といいますか、悪い部分が出てしまっているなど。これは、企画防災がたまたま企画防災課なのですけれども、この話を聞いて企画防災課の話だけと思わないで、各課の課長、管理職の方にも聞いていただきたいと思うのです。

なぜかという、この半年間、質問した私のところに、やっぱり相変わらずうんともすんとも返事がないのです。要するに、その後どうなっているかというのが、何の音沙汰もないと。とても残念なことです。

庁舎の中でも仕事をされている職員の方々にもぜひ聞いていただきたいと思います。議員に限らず、住民に仕事を頼まれたらどのように接するかということなのです。私の民間からの経験も織り交ぜながらお話ししたいと思います。

まず、仕事を頼まれたら、できる、できないの返事をするということです。それがまず第1番目です。

2番目に、できるといって返事をしたら、いつ、どのようにできるかという返事を返すことです。

それから、時間のかかる案件もあります。時間のかかる案件は、時間のかかる理由と見通しを相手に説明することです。

それから、最後に、仕事が全部完了したら、終わったことをお知らせすることです。

これらが全部成し遂げられていないと、決して仕事を頼まれたほうへの満足感というのはないのです。

ちょっときついことを言わせていただきますと、非常に、私、うるさい議員だと思われがちかもしれませんが、今言ったことというのは、できて当たり前という感覚があるものですから言わせていただいたのです。

例えば、私、民間の中でも店屋の経験が多いものですから、工事なんかもしておりました。テレビが映りませんと頼まれます。それで行ってみると、アンテナのせいだったとします。

アンテナの故障だったとします。テレビが映りません、そこで。丸一日映っていないと仮定します。ああ、アンテナのせいですと。それでは、話をちょっと持ち帰って考えてみますのでと言って、会社のほうに持ち帰ります。それで、お客さんがいないときに見に行きます、もう一度。そこで、かくかくしかじかの部品が悪いので1週間ぐらいかかるとうします。帰ってきました。私の上司にだけは知らせました。社長にだけは言いました。社長の奥さんにだけは言いました。でも、お客さんに1週間かかることを教えませんでした。店、潰れますから。

だから、こういうふうなことを現実的にここの役場が習慣的になってしまっているというのがすごく残念なのです。

ただし、そういう方ばかりではないです。懇切丁寧に、その都度、その都度、説明していただいている職員の方もおられますが、半分以上は返事が返ってきません。頼まれたことをやっていただいて、どここの修繕を頼んで、しばらくぶりに見たらできていたと、そういうこともあるのです。すごくもったいないです。仕事ができているのですけれども、仕事ができただけに言われますから。だから、そういうことなのです。

民間企業の話をしてしまいましたが、小さな店だったら、いずれ倒産します。これは当たり前のことです。ぜひこのことをやっていただきたいと思います。

地方公務員というのは、住民のために働くのが本義です。そこがやや本末転倒しているように思います。上司には報告するのだけれども住民側には報告しない。これは、お客さんの言うことを聞かないのと同じであります。もちろん、まめに報告してくれる職員も、先ほど言ったようにいます。真屋町長の2期目には、これを悪しき例として、まずは仕事のてんまつの報告というのを町民に怠らない。町民をあるじとすべき役場の体制をつくり上げていただきたいと、そのように思いますが、町長、いかがでございましょうか。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 七戸議員の、今おっしゃっていただきましたことで、その部分があったとすれば、まことに申しわけなく、大変に残念に思っているところでございます。

ただいま地域担当職員制度も利活用させていただいておりますが、必ず、その経過内容等々について、相談を受けた方々に対して報告するよう、今現在、指導しているところでもございます。

また、今、議員おっしゃっていただきましたように、相手から相談を受けたときには、これも同じ事案でございまして、同じように報告をしてもらう、これを今は徹底しているところではございますが、日ごろから職員の責任感、そして資質向上のためにも、会議、研修等も含め、さらに指導しながら、町民の皆様から信頼される職員づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） ちょっと話が横道にそれてしまいましたが、本題の片田先生の講演会の開催について、これまでの経緯と進捗状況といいますか、計画できているところまでお

伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 片田先生による防災の講演会開催の進捗状況についてのご質問ですが、議員から過去2回ほど、定例会において、開催の検討をお話しされてきたところではありますが、片田先生におかれましては、現在は群馬大学だけではなく、東京大学、京都大学などでその他の客員教授もなされており、また、広域首都圏防災研究センターのセンター長もなさっていて、多忙な方であります。

先生には、今までも洞爺湖町において講演していただきたいという形で要請を繰り返してきたところではありますが、幸いにして、10月4日、土曜日になりますが、片田先生の時間がとれましたので、文化センターにおいて講演会を開催していくことで今は準備をしているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） ありがとうございます。何か、目から涙が出るほど実は、その話というのはうれしいのです。

私自身は、昨年、2013年4月に、登別市議会が主催した片田先生の講演会を聞いています。前にも申し上げましたが、先生の講演は、災害や避難行動の啓蒙に終わらず、命の尊さを見詰めるような契機になる、そのようにも思っております。

その意味からも、聴講する方々は、広く、多くの方を対象にさせていただきたいと、そのように思います。定期的な災害を抱える洞爺湖町の職員は全員を対象にするとか、それから、特に学校関係者の方々にも積極的に参加をお願いしたほうがいいと思います。

少し先の話だと思いますが、綿密に計画を立てていただきたいと思います。この点について、いかがでございましょうか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 釜石市の津波防災教育には大変学ぶところが多く、できるとであれば多くの町民と児童生徒にも聞いてもらえる機会をつくって開催するのがよいと現在考えているところでございます。

当日は、講演会前に津波を想定した避難訓練を行いまして、最終的には、訓練参加者の方々におかれましては、文化センターへ来ていただき、片田先生の講演を聞いていただく予定としております。

また、学校行事が、その日、入っていない日を選ばせていただいております。そういう部分で、学校関係者の方々にも多く参加していただけるよう、これからも呼びかけてまいります。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 必ずこの町の将来に影響を残す、そのような講演になると、かたく信じているものです。

私も全力で取り組みを応援したいと思いますので、どうかそのようによろしく願いいた

します。

二つ目の質問に入らせていただきます。

次の質問は、女性の管理職の登用についてという題名で通告させていただいております。

町職員の登用や昇進のことについては、当然、町長の専らの権限であります。議員や議会が関与できるものではないことは十分に承知しております。したがって、本質問は、個々の職員の昇進や登用に関するものではないことをあらかじめ申し上げておきながら質問させていただきたいと思います。

一番先に、現在の町の職員全体の数と女性職員の数、全体に占める女性職員の割合を確認のために伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 本年4月1日現在の職員数につきましては、再任用職員を除き149名となっております。そのうち女性職員が49名で、割合につきましては32.8%となっております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） いろいろ細かくちょっとお伺いしていきたいと思います。

次の質問は、全体の中の課長級の数をお伺いしたいと思います。補佐を除く課長級の数について伺いたいと思っております。

議場を見れば明らかなのですけれども、私、議員をやって15年目になりますけれども、こちらの職員側のほうで女性がいたためしは、この記録をとっている議会事務局の職員だけです。議員側には、私の在任中1名、4年間、女性の議員がおりまして、本当に貴重なご意見とか、女性ならではの立場の、そういうような役割を果たしていただいて、それを聞いて身が引き締まる思いもしたのですけれども、残念ながらありません。

この様子を見れば、実は現在は課長がいないというのははっきりわかっているわけですが、課長の数をお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 現在の課長の数でございますけれども、課長職につきましては17名でございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 当然、ここにおられないので、女性職員の中で課長職はいないということは十分承知しております。

この質問も、実は、私の以前のことというのは余りわからないものですから、過去に虻田町とか洞爺村で、過去10年かそこらぐらいとか、15年とか20年、特に洞爺のことはちょっとわからないものですから、課長級の職員、女性でいたかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 過去に課長で女性職員はおりませんでした。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） そういうことですよね。これが何となくこの町で普通になってしまっているというような、そのようなことを思います。

近隣の町村で同じように課長職についている方、どのような状態になっているか、洞爺湖町と比較して教えていただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

○総務課長（毛利敏夫君） 本年4月現在におきまして、近隣の市町の状況でございます。

室蘭市では24名、登別市で4名、伊達市で1名、豊浦町で1名、壮瞥町はゼロというふうになっております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 今、実はゼロと言われた豊浦町でも、直近に女性課長がいたということは私も調べておりまして、それから、近隣にはやっぱり部長職まで女性で誕生しているところがあるのです。そういうところをやっぱり、今回ちょっと感じたわけです。

こういう言葉が安倍政権になってからひっきりなしに出てくるのです。「女性の活用」という言葉が出てきます。私は、この「女性の活用」という言葉は、何か品物を取り扱うように余り好きな言葉ではありません。ともあれ、男女共同参画社会基本法というのが定められておりまして、平成22年には平成27年の目標を定めた基本計画というものも策定されています。

いろいろ調べてみたのですけれども、地方の自治体の職員に限って言っていることではないと思うのです。これは、例えば、町の審議会とか、そういうものには、この数というのはどうなのかなという調べはあるようです。ところが、民間企業に関しましては、平成27年までに女性の管理職、課長職というのを10%とするという目標が定められているわけでありまして、国のほうでも、この二、三日の話なのですから、実はそういう話というのが出てきていますよね。

新聞によりますと、女性の登用へ全協議会を設置して、政府幹部人事で新方針と。中央省庁の幹部人事を一元的に管理している内閣人事局云々と。新たな成長戦略というのが出ています。事務次官や直属の局長など600人の幹部への女性登用をふやすため、全省庁による協議会を設置し云々と、このようにあります。

国のほうでは、もうそういうふうにして乗り出しているのですが、地方に対しては、云々ということはどうもないようです。

私がどうしてこのような質問をするに至ったかという話なのですが、私は、他の自治体や議会のことにはとても疎くて、自治体の管理職に女性が起用されている実態というのを余り考えたことはありませんでした。しかし、3年前に、西胆振広域連合の議員として出させていただいてから、時々室蘭市のほうにもお邪魔する機会ができました。そこに堂々とした女性管理職の方が複数おられました。部長級の方がおられる時期もあったと、そのようなことも伺っております。全部の自治体を含めてです。これは室蘭市だけのことではないです。

しかし、この現実を目の当たりにしても、室蘭は人口10万人の町だから洞爺湖町とはかけ離れた話と、何の問題意識も持たなかったのです。ほかの市町村を調べることがなかったのですが、これを調べていけば、いかにこのことがやっぱり特殊なことであるかということがすぐにわかったのではないかと思います。

例えば、失礼な言葉ですが、男性偏重という言葉聞いて、そのようなものではないと。女性課長が我が町に誕生しなかったのは、これこれの理由があるのだと思われた議場の中の方々も多いのではないのでしょうか。また、そのような答弁もされるのかもしれませんが。しかしそれは、初めはすばらしい職場やよその自治体に負けない環境を築こうという使命感にあふれた、そういう職員の方々でも、例えば洞爺湖町の人でも、いつの間にか洞爺湖町の職員に、あるいは洞爺湖町の町長に、洞爺湖町の習慣に、洞爺湖町のやり方だというふうにはなっていないのでしょうか。残念ながら私も、いつの間にか悪い意味で洞爺湖町の議員になってしまったような気がします。だから、課長級に女性の起用がないことを当たり前だと思っていたにほかなりません。

先日、このことを、ちょっと長くなりますけれども、ある管理職の方に尋ねました。女性課長がいらないということをどう思うのかと。そうすると、女性は、特徴として人事の掌握が苦手だからと言われました。日本の持つ男性偏重社会のまさに典型的な負の考え方だと思いました。この言葉は、言いかえれば、女性が男性の上の立場に置くことがどうなのか、そういうような意味にもとれます。そして、いつの間にか洞爺湖町式になっていたのではないかと思います。

また、女性職員にも同じ質問をしました。補佐まではいいけれども、正の課長になったら責任が大変だからというお答えも聞きました。長い洞爺湖町役場の歴史の中で、女性は課長補佐どまりという考えが深く根づいているように思えました。

確かに、課長の責任というのは、いろいろな意味で重いでしょう。しかし、私は、男女平等という言葉があるのであれば、あるいは男女平等参画社会という考え方の中では、能力のある女性はしかるべき役職につき、しかるべき責任を持つのが当たり前だと思えてなりません。

実は、北海道でつくっている資料もありまして、それも用意しました。洞爺湖町の女性職員は、先ほどの話のように30%程度となっていますが、これはとりわけ少ないほうではありません。私は、どう考えても、これまで課長級的能力を持った女性が庁舎内に1人もいなかったなどとは思えないのです。

現在は、女性参画の時代です。そして、男女平等参画の時代です。ちなみに、私たち公明党の議員は、国会議員、地方議員を合わせて3,000名いますが、その30%が女性です。言うまでもなく洞爺湖町の人口の半分強は女性であります。

また、世間の学者の中には右脳、左脳云々と言われる言葉もありますが、女性には本然的に、ある分野では男性に勝る能力も持ち合わせていると聞きます。

私は、他の自治体と比較しますが、本当に女性が議会にいないという、そういう自治体と

いうのはほとんどないです。本当に不自然なことだと思います。このことについてどうお考えか、お伺いいたしたいと思います。

長くなりまして申しわけありません。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） ご質問の関係でございますけれども、特に、お話にも出てまいりました、管理職にふさわしい能力、そして指導力のある方々が我が町におられたとすれば、それは当然、管理職として登用してまいりたいというふうにも考えておりますし、今現在、私どもの町のほうには、一般職でございますが、課長補佐で女性職員が2名おりますけれども、まだ若い方もおります。それらの職員の能力、そして指導力、それを的確に判断しながら、課長にふさわしいとなったときには、当然、課長職に登用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 人事のことでするので、余りくどくどと言うことはないのですが、この質問が、多分、議場の中では初めてなのかなと思います。いろいろ、私も含め、町側も、町議会公明党としても、これを機会にして、ちょっとやっぱり考えてまいりたいと。いろいろなところをちょっと調べてみたいなど、そのように思っております。そのような機会になればと思って質問させていただきました。

次の質問ですが、ちょっと準備のために待ってください。

次の質問です。

先日の5月議会に出された町長の執行方針についてということで、その中から二、三、簡単に伺いたいと思います。

町の執行方針の中には、防災行政無線のデジタル化というふうにあります。洞爺地区を新しくカバーし、機器をデジタル対応に切りかえるということで、そういうことで十分に理解しています。

それで、機器のほうは、ある程度わかりました。せっかく機器を更新するのですから、放送の範囲を広げていただきたいと、そのように思います。なぜかという、きのう、実は行政放送の日でした。窓をあけて聞いていました。そうすると、たった1件だけです。きょうのこの開催の議会のことしかやらなかったです。これは、議会側が相当に動いて、お願いして、お願いして、行政側に、行政放送してほしいということで、議会関係のことは、まず漏れなくと言っていいぐらい流れるのですが、行政情報が余り流れてこないです。流すところは、運動会ぐらいのところまでは流すのです。だから、そういう意味でどうなのかなと。防災行政無線ですから、もちろん防災のためとか、いざ災害が起きたときにイの一番に鳴らなければならない無線だというのもあるのですけれども、ふだん使いもやっぱりできていかなければならないと思います。だんだん、これが始まってから内容が濃くなるのならいいのですけれども、すごく内容が薄くなっています。

過去を確認していただければわかるのですけれども、行政情報がもっと流れていたはずな

のです。このごろは、ほぼ議会です。この辺のことはどうでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 防災無線、デジタル化の部分で、ソフトというか、その使用方法についてのご質問かと思います。

初めに、防災無線のことにに関して、ハードの部分ですけれども、ご説明していきたいと思っています。

防災無線につきましては、旧虻田町のときに取りつけたアナログ式ではありますが、本町地区に22台、そして温泉地区に6台、月浦地区に3台、花和地区に3台の計34台をつけておりますけれども、今後、実施設計を行いまして、来年、平成28年3月までには洞爺地区にも8台整備して、緊急情報の伝達ができるようにしております。

今、議員のご質問であります行政情報に関して、なかなか情報が少ないというご指摘がありました。議員おっしゃるとおり、昨日の3時の無線に関しては、たしか本日の議会の開会のお知らせだけになっていたかと思います。そういう部分ではちょっと至らないところがありますので、こちらとしても、広報に載っている近日の情報等がありましたら、適時、その放送の中でお伝えしていきたいと思っております。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） 放送そのものは、回を重ねて相当上手になっているように思います。きのうは男性アナウンサーでしたけれども、窓をあけていると、ほぼ聞き取ることができました。こういうような進歩は大変にあると思うのですが、ぜひその運用方法といいますか使い方、もう一度、初めに立ち返って考えていただきたいなど、そのように思います。

次の質問に移ります。

真屋町政が2期目に入りました。執行方針では、産業振興策については具体的に示されていないのですが、ここで新たな産業振興策というのを、あれば示していただきたい。あるいは、同じ題名のものでグレードが変わったとか、こういうふうに進化させてあるのだと、そういうものがもしあったらお聞かせ願いたいと、そのように思います。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） まず、観光産業における振興策としてご紹介をさせていただきます。

昨年、金比羅山のほうで地熱資源のボーリング調査をして、議員ご存じのとおり、大変優良な資源が確認されたということで、今年度におきましては、その泉源を、パイプラインを構築して、現在使われている泉源とあわせて、これまでの課題でありました温度の低下、これに対応してまいりたいという事業計画をまず今年度。あわせまして、この2次利用ということで、新たなものができるか。一つには、ゆで卵等の、そういうようなことも地域の一つの産業的なものとして発展できないかというところを具体的に詰めていく予定であります。

もともと、この事業につきましては、国の支援を受けまして、当初の目的であります地熱

発電、バイナリー発電というものが計画をされております。これにつきましては、一定の湯量ですとか温度というものが安定的に供給できるかどうかというところの事前モニタリング調査というものがなってきますので、これを、その設備を設置した後、実施しながら、バイナリー発電については、平成28年度を目指して、現在、洞爺湖温泉利用協同組合と、町のほうもこの事業について支援をしながら、観光産業のほうに新たな展開の可能性を広げていきたいという事業展開をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 続きまして、佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 産業振興課の今年度の新規事業でございますが、商工関係で地域活性化特別対策事業でございます。先月開催の5月会議におきまして、ご審議をいただいた事業でございます。

これは、消費税増税に伴う大幅な売り上げ減が予想されることから、景気低迷を下支えする対策として実施するものでございます。既存のぐると洞爺湖プレゼントに上乗せして、商工会に補助するものでございます。

○議長（千葉 薫君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 農業関係における新たな振興策として、何点かご説明させていただきます。

一つ目に、国の補助事業であります農業基盤整備促進事業補助金を受けまして、本年度、成香地区を中心に、11戸の農家において、約19ヘクタールの暗渠排水を整備してまいります。

この事業の実施に当たりまして、農家が直接施工業者と契約を交わすことにより、その費用を安価に、かつ迅速に実施することができ、農家への経済的な負担も少なく暗渠排水を整備することにより、農作業効率の向上と作物の生産拡大が図られるものと期待しております。

また、次年度以降におきましても、2戸の農家において1.3ヘクタールの暗渠排水を整備する予定でございます。

二つ目に、近年の異常気象に対応するため、ゲリラ豪雨などにより破損した農業用道路の補修を迅速に支援できるよう、道路補修に必要な採石等を事前に購入し、被災された農家へ支給することにより、事故防止と農作物の安定的な出荷が図られるものと考えております。

三つ目に、畜産経営において、疾病の予防は最も重要なものと考えております。家畜飼育農家に対しまして、消毒用の消石灰を配布し、農場の出入り口等に散布していただくことにより、伝染病の侵入や疾病の発生を防ぐ効果が期待できることから、この石灰の購入費を助成することとしております。

農業関係は以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） よくわかりました。

実は、バイナリー発電につきましては、姉妹都市の箱根のほうで例があるようです。ぜひ調べて、役に立てていただきたいと思います。

それと、こう言うては何なのですけども、姉妹都市箱根のほうには全国的に有名な黒たまごがあります。こちらのたまごは白いということで、その辺も箱根のほうと打ち合わせして、何か命名を考えたり、商品化するに当たってはお知恵をかりたらいいいのではないかなと思います。姉妹都市ですから、姉妹卵みたいな感じで、結構、全国的にとは言わなくても、北海道でも有名になるかもしれないと思いますので、その辺、どうでしょうか、ちょっと箱根に勉強させてもらおうというところで。

○議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

○観光振興課長（澤登勝義君） 姉妹都市の箱根のほうで黒たまごと、これは全国的にも有名でございまして、うちのほうで、この２次利用についてのゆで卵という商品化については、先進地ということで認識をしております。向こうのほうの規模についても、今、うちが計画している規模とは全然比べものにはならないのですけれども、組織体ですとか販売にかかわる部分ですとか、いろいろな点で十分参考になるところということで認識をしておりますし、先方のほうともいろいろ情報交換をちょっとさせていただいているというところはございます。

○議長（千葉 薫君） 七戸議員。

○13番（七戸輝彦君） これで終わります。

○議長（千葉 薫君） これで、13番、七戸議員の質問を終わります。

時間は早いですが、ここで休憩に入ります。再開を1時とします。

（午前11時39分）

○議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（千葉 薫君） 一般質問を続けます。

次に、3番、松井議員の質問を許します。

○3番（松井保明君） ただいま議長から一般質問の許可を得ましたので、登壇させてもらいまして、一般質問に入りたいと思います。

私の前に、七戸議員からの質問の中で、いわゆる答弁の仕方というか、そういうものがあって、私も長い議会の中で、このような初歩的なことで指摘を受ける議会というのは初めてでございます。決して、立派だというよりも、こういう議会から担当する方々がそういう状況であるということは、議会軽視にもなるだろうし、やっぱり職務に専念されているかどうかさえ疑問を感じるわけでございます。

議会とか行政の間というのは、町民もさることながら、キャッチボールをしているのと同じだと私は前にも言いました。要するに、相手に投げる球が、本当にいい球を投げてやれば、当然、いい球をもって返さなければならぬわけですけども、いい球を投げて、その球を受けられない場合もあるし、返せない場合もあります。そういうことを考えると、ひとつ、町長におかれましては、1期4年という町長の経験、これからまた長い行政に取り組んでい

くわけです。七戸議員が指摘したような問題が、あるかもしれないし、また、あるとすれば、やっぱりそれは修正したり直したりして、少しでも議会のほうに向かっていい球を投げているように努力してほしいなと思っております。

そういうことを最初に発言しながら質問に入りたいと思います。

最初に出していますのは、件名として空き家対策でございまして、私も、この空き家対策というのは、今から七、八年前に、長崎さんが町長時代だったと思いますけれども、入江のほうで、名前を挙げると恐縮ですけれども、タガミさんという家が焼けました。これは空き家です、その年に空き家という問題を取り上げたのがきっかけで、もう、この問題で、議会で3回目になるわけです。そのたびに、大変打ちにくい球をいっぱい投げてきまして、こちらはなるべくストレートで投げているのですけれども、返ってくる球が、いろいろと、変化球というのですか、悪戦苦闘の球だったと記憶しています。

そのようなことで、空き家対策については、もう7年前から一般質問させてもらいまして、恐らくこれが最後になるのではないかなと思っています。

そこで、ちょっと余計なことですが、このごろ、よその町に行くと、ちょっと感じたのです。町は別としまして、どこでも空き家というのはふえているなという感じがいたしました。うちの町に限らず、よその町に行ってもそうです。そこで、私は、車の中からその空き家の状況を見ながら、次の一句を感じたのです。「主が逝き 空き家になりし玄関に誰をか呼んでる小さな子猫」。要するに、残された子猫が主のいない玄関の前でたたずんで、寂しそうに鳴いている情景を車の中から見て、こういう歌を包んでみたものです。「主が逝き 空き家になりし玄関に 誰をか呼んでる小さな子猫」と。こういう情景が全国どこでも今は起きております。

そういうことで、当然、国会のほうでも、今、この問題で、超党派で特別措置法というものについて、今国会で成立するかという際どいところにありまして、今、私の知っている時点では、どうもまだ成立になっていません。見込みということで質問通告をしているわけでございます。

要するに、こういう状況、空き家がどんどんふえていく。それなりに町としては、空き家対策の中では、環境条例で対応したり、いろいろと、固定資産税であるとか、家主に連絡する際には、何かそういったもので協力してもらおうような内容でお願いしているとか言っています。しかし、なかなか進まない中で、空き家バンクという一つの政策的なものを取り入れながら、この活用というものも行っているように私どもは認識しておりますが、今の国会を含め全国に起きている状況というものについて、町としてどのような認識を持っておられるか、それと、こういった法案が、今、国会で上がっているという状況についての見解、これらを含めて、（１）にありますように、今国会での成立が見込まれる空き家対策特措法について、町としての認識と見解ということで伺いたいと思います。

これは、できたら、当然、町長に答えてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（千葉 薫君） 答弁、室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） ただいまの空き家のふえているということの、全国的な問題になっているということに対しての認識と見解、並びに今国会で法案が成立される予定ということでございますが、それについてお伺いされたものというふうに承知してございます。

ちょっと調べたのですが、全国で空き家の対策に関する条例というのは122市町村が持っています。北海道では12市町村。ただ、名称は違いますけれども、空き家という名称を使わないで、いわゆる環境条例であったり、美しいまちづくり条例であったり、そういったものに盛り込まれているという町村もこのほかに含まれるところでございます。

今、お話のありました空き家等の対策の特別措置法、これに関しましては、北海道から一部情報がございましたが、冊子で言えば、冊子の表題のようなものでございます。中身がなかなかわかりにくいという現状でございます。今国会に提案される見込みということでもございますが、これにつきましても、その詳細については、現在、私どものほうでは細かい情報をまだ把握できていない状況でございます。期待するところではありますが、その法案が成立した場合には、その内容についてよく勉強させていただいて、対応について検討してまいりたいと、そのように考えるところでございます。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今現在、担当課長が答弁した内容と類似しておりますけれども、今、全国各地で、いわゆる少子高齢化、あるいは、特に都市部よりも郡部のほうにおいて空き家が非常にふえてきているという状況を現実問題として注視しておりますが、しかし、これはあくまでも個人の財産権の問題でもありまして、なかなかそこに行政が介入するというのが、今まで難しい状況がございました。しかし、今回、国のほうで新たな特例措置法ができるかということで、今、検討されているようでございますけれども、私どものほうも十分国の動向を注視しながら、適切に対応できるものは対応しというふうには思っておりますけれども、いかんせん、解体をするにしても、いろいろな問題で、財源的な問題がございます。それら全てがそこで対応できるのかというと、なかなか、個々の問題で大きな問題が出てこようかなとも思っておりますが、どういうふうな法案内容になっていくのか、しっかり精査をしてから対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 法案が通っていないということが最後の答弁だと思うのですが、実を言うと、これは法案が通らないと答弁できないのかなというように感じていますが、そうではないと思うのです。今、国は目先に来ているのですから、やっぱりその法案の内容ぐらいは掌握しているのではないかなと思うのですが、どうですか、担当課。

○議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） 繰り返しの答弁になって申しわけないのですが、その法案の内容については、私どものほうにも、正直なところ伝わっておりません。ただ、概要というのでしょうか、そういったものは、住宅等の会議において示された冊子がございます。1枚の冊

子でございます。ただ、その中身も、先ほど申し上げましたように、本で言えば表題のようなものでございます。四つほどございましたけれども、基本方針と計画を策定することとか空き家の情報関係について、あるいは、特定空き家という名前が新たに出てきましたが、いわゆる倒壊の危険がある空き家等に対する措置についてということ、あるいは税制上の措置についてということで、その具体的な中身を実際にどうするかということの国の考え方がまだ正直なところ見えていない状況でございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 私はなるべく直球を投げたのですけれども、返ってくる球が、どうも直球ではなくて、変化球で返ってきているのですけれども、これも法案が成立していなければ進まないという内容でしょうけれども、もう一つ聞くと、聞けば、今度の法案を全く認識していないのかどうか。やっぱり法案の中で、今までなかったものが誕生しているということと考えたとき、やっぱり法案に対してもう少し感心を持つべきではないかと思うのです。何か、なるべくさわらない、さわらないという答弁に感じるのですけれども、やっぱり、法案の大事なところは認識していると思うのですけれども、どうでしょうか、その辺は。

○議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） またまたの繰り返しになり申しわけありませんが、法案の概要等ということしか正直なところ示されてございません。その中身をひもとくことはなかなか、市町村では今のところ困難でございます。

ただ、新聞報道等にいろいろ情報は掲載されております。その言葉をかきますと、空き家対策の計画を立てるですとか、あるいは、今まで調査の上で非常に困難を極めた個人情報の関係で、内部利用の活用が可能になるのではないかと、そういったようなことが盛り込まれていることも確かでございます。

また、多くの市町村は条例の中で勧告、命令、公表、罰則、代執行という段階を踏みますが、国における法律の中でも代執行までも踏み込んで、そういったものを検討されているというような情報はございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 今、大事なところで、答弁の中で、調査という言葉が出ました。そうすると、今度の法律の中では調査ができると。行政の中で、役所の中でも、例えば空き家の関係でもって、よその課へ行って情報を聞き出すということもできるようになったと。これは大変な、大きな前進だと思います。

いずれにしても、法の概要しか認識していないということになれば、これ以上、私が、この法案をめぐる質問することはなかなか容易ではございませんから、答弁はこの辺で結構です。

そこで、やっぱり特徴として、今、挙げられる中で、今までになかったものとしては調査ができるということを含めると、やっぱり、今後、空き家対策という中で、2番目にあるように、町としての対策を、この法案ができる段階で、また新しく、今よりも管理しやすいと

か、取り組みやすいとかというもので、何か政策的に考えているのかどうか、それとも、今までどおり、環境条例であるとか、ほかのことでもいいのですけれども、現状のままで取り組んでいくのか。要するに新しい制度に取り組むかどうか、この辺は、どうでしょう、答弁。課長で結構ですけれども。

○議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） まず、空き家対策の現状でございますけれども、議員もご承知のとおり、当町では洞爺湖町さわやか環境条例、これによりまして、土地等を含む周辺の環境整備につきまして、持ち主の責任において正しく管理をされるよう指導、助言等を行っているところでございます。

私、空き家の本質というのは、空き家であることが問題だというふうには考えてございません。その管理ができていないこと、これが非常に問題だというふうには思っております。

ただ、その点からいいますと、多くのケースにおいて、持ち主の方々にこれまでもいろいろご説明をさせていただいて、ご理解をいただき、ご協力をいただいていたものというふうに考えてございます。

また、空き家バンクの登録制度もございます。これもご承知のことと思いますが、空き家として放置される前に空き家を活用しようという、そういったような努力も町では行っているところでありまして、この辺のことにつきましてはご理解をいただきたいというふうに存じます。

なお、今国会に提案の予定でございます空き家対策特措法、これにつきましては、概要等しか見えてはございませんが、もちろん、それが成立した場合には、国や道の考え方、指針などが示されるものと思いますし、当然示されるべきだというふうに考えてございます。その上で、よく勉強させていただいた上で検討を進めていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） これも、法律が成立しまして、当然、その法律の中に市町村が取り組むべきものというのは出てきますから、それに沿って、今までの取り組みとはまた変わった、本当に一大転換をしなければならないのではないかと思います。そのときには、余り古いものにこだわらないで、法律でできた新しい中身を応用しながら対応していただきたいと思っております。

これは、答弁が直球で返ってきましたから、受けとめたいと思います。

それで、3番目、空き家というのは、今はあります、どこでも。それで、この空き家の定義というのがなかなか難しいのです。実際に言うと、住んでいるのかいないのかということもさることながら、その持ち主がどこにいるのかもわからないというのもあって、空き家という定義が、なかなか、どういうふうに空き家として定義するのか。

そういう点でいくと、大方、私どもが捉えているのは、ほとんど人がいないとか、廃屋という言葉がありますけれども、廃屋にしてほしいと。そして、周囲なんかに対して迷惑をか

ける可能性もあると。そういうときに、何とか廃屋を撤去してほしいというようなことを求めていくとき、やっぱりどうしても、撤去するために経費がかかるわけです。それを補助してあげるといふか。

これは、今言った、本来ならば、要綱であるとか、管理条例であるとか、何かそういう条例のもとに支援してやるというのが一番適切ですけれども、今、うちの町としては、特別そういう制度は持っていませんから、ひとつこの辺で、町独自で、一般的に言えば支援策というよりも撤去料を補助してあげるといふ独自の政策というか、そういうものだけでもあってしかるべきではないかなと、そういう考え方で、町としての考え、補助してあげる。それも、金額はいろいろあります、幅が。何十万円で終わるのか、例えば何分の1で終わるのか、こういったことも含めまして、財政の厳しい中、毎年、何軒かずつ、その状況に応じて計画的に撤去していくということで補助してあげるのだという考え方、これを持っているかどうか、その辺、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

○環境課長（室田米男君） 今、金銭的な支援というお話まで出ましたが、いわゆる支援策を考えられないかという観点からお答えをさせていただきますが、特措法には、先ほどの概要しかわかりませんけれども、税制上の措置を行うということは報道等にも伝えられているところでございます。仮にそれが成立した場合というのは、当然、持ち主の自主的な修繕や、また、修繕が進むのではないかなというふうに期待をするところでございます。

いずれにしても、冒頭、町長も申し上げましたが、空き家とはいえ、通常はその持ち主が存在するものであり、また、私的財産、法人においては事業用資産ということになるのでしょうか、そういったものでございます。持ち主の責任においてご対応いただくことが基本ではありますが、現時点において、国が今、提案を予定されている法案の中にどのような支援策が盛り込まれるのか、また、それを受けて、道としてどういった支援策などを示してくるのか、この辺については非常に感心を持っているわけでございますけれども、この辺の情報につきましても、今後、情報が入った時点でよく勉強させていただきたいと、そのように考えるところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そうすると、撤去をするための経費の補助というのは、どこまでも、法案が通らないと取り組めないというように私どもは今解釈するのです。そういうふうに解釈していいですか。それとも、法案とは関係なしで、町独自で補助してあげるといふ考え方。私は、今、法案が通るのであればいいのですけれども、見込みですから、まだわかりませんけれども、それとは関係なくして、道の関係とか国の関係とは別に、町独自で補助を出してやる、そういう考えはどうかということを聞いているのです。それについてはどうですか。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、当町における現時点での、いわゆる空き家、廃屋、そして、そういうものに対して、町のほうの助成が出るのか。これは、今のところ、今は非常に厳しい状

況、厳しいというよりも、今現在はやできない状況であります。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 率直な答弁、これでいいのですよ。できなかったらできないで。曖昧にすると、先ほどのような質問になったり意見が出るわけですから。やっぱり、財政が厳しいだけに、国の方針なり道の方針が定まらなければ町としてはできないと。そういう答弁は、それなりで結構だと思うのです。

これは、一つの希望的な、できればしてほしいという、おんぶに抱っこではないのですけれども、持っている人から見れば、なるべく、町でなり、何かそういうお金を出してもらってという、援助してほしいという、そういう気持ちは皆持っているわけですから、こういうこともあるということで理解いたします。

これは（3）、一応受けとめました。

それで、今度は件名2です。交通安全対策ということで質問させていただきます。

ご存じのとおり、交通安全について、昨年12月ですか、交通法の改正がありました。その中では、特に注目したいのは、自転車に乗っている者に対して、相当厳しい規制が強化になっています。そのことについてどのように認識しているか、見解。目に余るような自転車の利用者もいます。私も札幌で、朝、学生さんに自転車で飛ばされるというか、本当に危険なものを感じたことがあります。怖いのだなと思いましたけれども、いろいろな、スマートフォンですか、携帯を片手に持ちながら運転したりするというのは、札幌に限らず、この町内の中でも、駅からおりて自転車に乗っていく子供たちの中にもそういうものが見当たります。

そういう、新聞紙上を含めて、自転車の利用者に対して相当厳しい批判もありますし、そういう事故も起きています。そういうことを見ますときに、自転車を利用する者に対しての厳しい規制が求められているということに対しての町としての見解、認識、これも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 平成25年6月に道路交通法の一部が改正となっております。その中で、平成25年12月から自転車に関するものが一部施行されてございます。

その部分を申し上げますと、一つ目に、自転車は、もともと車道を走行するというのが原則でございますけれども、道路の端を走る際に、必ず路側帯の左側通行ということが改めて定められたところでございます。

2番目に、警察によるブレーキ検査の実施ということで、都会とかで、ピスト自転車ということでブレーキがない自転車等が今かなり走行しているという状況から、このようなことが制定されてございます。

それから、3番目に、危険な違反を繰り返す悪質な自転車利用者に対しまして安全講習を義務づけるというものでございます。

これらのものに違反した場合には、5万円以下の罰金が適用されるというような内

容となっております。

この改正を受けての見解でございますけれども、自転車自体は特に免許が必要ないということで、手軽な乗り物として幼児から高齢者まで幅広い年齢層で、さまざまな用途で利用されているところでございます。また、最近におきましては、健康とか環境嗜好の高まりから、サイクリングブームもなってきたございまして、また、電動アシスト自転車や低価格の自転車も普及してきておりまして、都会だけでなく地方においても利用者が定着しているというふうに感じているところでございます。その一方で、やはり交通ルールの違反や交通マナーの悪さが都会を中心に社会問題になってきているところでございます。

今回の改正を踏まえまして、改めて自転車は車両であり、道路交通法の適用を受けることの住民理解をしっかりと周知していかなければならないと感じております。

また、自転車利用者には、ルール、マナー遵守をしっかりとお願いしたいと思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 内容を今聞いていまして、自転車利用者には大変厳しくなった。これは、都会でも田舎でも、田舎というよりも、都会のほうが自転車利用者が多いのです、どうしても。しかし、地方へ来ると、駅前から乗る自転車を見ても、都会のような量はありません。ただ、一般的に、自転車というのは足がわりということで、便利のいいものでありますから、利用者も決して減ってはいないわけです。

自転車をめぐって、事故というものが頻繁に起きてきております。これについて、2番目になりますけれども、高齢者と、これは、私どもが高齢者になっているから言うのではなくて、一般の人も含めて、本来はいかにして守るかということなのですけれども、特に高齢者においては、自転車も乗るような危険もあるし、歩いていて被害を受けるとき、速やかに、素早くというのですか、体をかわすことができない。そういうことで、意外に高齢者が転倒するというのが多いというふうに報道で出されて、事故内容でも高齢者が多いということになっているようです。

そういう中で、いかに高齢者を自転車の危険度から守るのかと、どうやって守ったらいいいのかということで、高齢者が、本当はよく前を見て、そして、素早く逃げられればいいのでしょうけれども、なかなか簡単にいかないのが高齢者でございますから、その辺、高齢者に対しての、どうやって自転車から守るかというところについて、そういう高齢者対策というのですか、これをつくり出していくかと。その辺、これは福祉の面もありますし、どうですか、今、遠藤部長が答弁したけれども、遠藤部長のところでの答弁になるのか、ちょっと私はわかりません。福祉の面も相当入っているように思うし、住民のほうにもかかってきますから、どなたでも答弁は結構ですけれども、そういう考え、対策なりを持っているかどうか、答弁をお願いします。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） まず、高齢者が自転車に乗るということをちょっと考えてみたい

と思いますけれども、先ほども申し上げましたが、自転車は、車道の左側、路側帯の左を走るとというのが原則でございますが、ただし、次の場合は歩道を走行できるということが三つほどございます。

一つは、自転車通行可という道路標識がある歩道または普通自転車通行指定部分の道路標示ということです。自転車のレーンがあるという、こういう場合については歩道を走ることができる。洞爺湖町は、湖畔入江歩道には自転車道と歩道と分かれていますけれども、それ以外の、国道を含めて歩道には、そういうところはございません。

それから、二つ目が、運転者が13歳未満もしくは70歳以上または身体に障害を負っている場合、これらの条件に合った場合については歩道を走ることができるということで、今おっしゃられました高齢者については、歩道を走行することが可というふうに捉えていいかと思っております。

それと、3番目に、安全上やむを得ない場合。これは、いろいろなパターンがあろうと思いますけれども、これはちょっと伊達署のほうに確認しましたがけれども、自動車交通量が多い道路の場合で歩道幅がある程度ある場合は、安全上やむを得ない場合に該当するという見解でございました。

歩道を走行する場合でも、歩行者が優先というのは当然のことでございます。

高齢者が歩いているという場合でございます。なかなか、実際には特効薬的な対策というのはないのが現状でございます。本来であれば、自転車専用の道路などをつくって、自転車、歩行者の通行を区分するというのが、通行環境の整備ということで考えると最良の策かと考えますけれども、なかなかこれが簡単にいくものではないと思っております。

先ほど申し上げましたように、歩道から自転車を排除するということも簡単ではないだろうと思っております。としますと、自転車利用者には、やはり、ルールとかマナーとかをしっかりと守ってもらうこと、歩行高齢者につきましては、自動車の対策と同じように、できるだけ夜間の外出はしないとか、目立つ服装にするとか、夜行反射材を身につけるとか等の注意を払ってもらうことが大切と思っております。

こういうことにつきましては、老人クラブの会合等に私どもも出向いて、いろいろなお話をさせていただければなと思っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 最後に、答弁の中で、これは老人一人一人が自覚すればいいのでしょうけれどもね。ただ、法の改正がこれだけ大きく変わった。そして、法の内容が住民や一般の方々、子供も含めて、お年寄りに浸透しているかどうか。なかなか容易ではないと思うのです、この内容が。一番理想的なのは、自転車専用の道路があるのが一番いいわけです。だけれども、私どもは、別に道路をつくれとか、そうしなさいというものを求めているわけではないので、やっぱりこれは、できる限り、マナーであったり、規則なり法律なりを守っていけば事故というのはないわけなのです。ですけれども、法律そのものが理解されていない、わからなければ、結局、今までどおり走ってしまうと、そういうおそれがあるので、最後に

課長が、老人クラブを含めてということで前向きな答弁、これは、正直言って、老人クラブのみならず、やっぱり一般の住民にいろいろな法改正というものを伝達していく、教えていく、周知するという事を考えてほしいなと思うので、老人だけの問題ではなくて、次の質問にも関係してきますけれども、これは4番目のところへ入ってくるので、そのときにまたお聞きします。

とりあえず、老人クラブを中心にしつつ、そういったものに積極的に内容を説明して、年寄りも、年はとっていきますけれども、動きは本当に子供以下ですから、そういう点ではのみ込みもそう簡単ではありません。ですから、今までのように自転車が優先するという、歩行者優先という感覚と同じように、自転車が国道、横断も関係なく通るというのは、とても今では通用しないわけですから、そういう危険度が高いということを十分に指導するというのですか、教えるというか、ひとつその辺、取り組んでほしいと思っています。

これは、最後、答弁をもらいましたので、次、3番目の、法の改正に伴い、保育所または学校現場ではということを確認したいと思います。

自転車はお年寄りだけではなくて、特に子供さんたち、小学校から初め中学生に至るまで、自転車に乗っていろいろと出かけていますから、これは学校現場でどういうふうになっているかということに対してお尋ねしたいと思います。

過日、道教委から各市町村に連絡が入っていると思うのですが、その辺について、管理課長で結構ですし、教育委員会のほうとしては、その通知を認識しているかどうか。そして、その内容をちょっと説明してほしいと思います。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） まず、通知ということでございますけれども、道路交通法が改正になってございますが、交通安全等、子供たちの通学のことがございますので、基本的に、保育所も含めて指導を徹底しているということで、交通安全指導とかをしてございますので、さらなる徹底ということになろうかと思います。

続きまして、実際における保育所だとか学校現場における対応ということでお答えさせていただきますと思いますが、交通安全指導全般の中で、自転車に関するものも含めて、それぞれ実施しているところでございます。

交通安全指導の主なものでございますが、まず、保育所におきましては、日常の保育の中での散歩時における交通安全指導のほか、こぐまクラブがある本町及び入江保育所では年4回、親子で交通ルールを身につける親子遠足などを実施してございます。桜ヶ丘及び洞爺保育所では、毎月のお誕生会で交通安全に関する紙芝居などを行っているところでございます。

また、小中学校においては、それぞれ年間行事の中で交通安全指導に取り組んでおりまして、交通安全教室の開催や、夏休みや冬休み前には長期休業中の生活と交通安全を呼びかけるプリントの配布などでの取り組みをしているところでございます。

なお、洞爺中学校におきましては、ここは自転車通学を許可してございますので、全校集会においてビデオ等を活用して、自転車ルールなどについて指導を行っているというところ

でございます。

また、現在の町内の子供たちの一部でございますけれども、実際の自転車の乗り方で、本来、停車だとかとまるべきところにとまらないということで、危うく事故になりかけたというようなことも当然、ヒヤリ・ハットですか、も目撃されたり、危ない乗り方もあるということで、今後、教育委員会としまして、校長会、それから教頭会なども通じて、さらなる自転車の乗り方の指導の徹底をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 大変具体的な例を挙げて答弁をもらいました。

自転車といっても、やっぱり、事故に遭ってしまってから振り返ってみても遅いわけですから、できる限り、子供たちにも、自転車も一歩間違えば命とりになるのだという、危険なものだということを認識させるということは、これは、学校でやらなくても、本来は家庭で教えたりして、お父さんなりお母さんたちが、そういう自転車について語り合い、そういうことを家の中で論じていけばいいのしょうけれども、なかなか今、お父さん、お母さんも時間がないせいか、ゆっくりそういう話をする時間がなくなってきて、学校依存になっています。ですから、こういうことというのは本当に学校で、担任であるとか、誰か専門的な人を呼んで、そういういろいろな具体的な例を挙げて、グラウンドに出て、自転車に乗りながらいろいろなことをするというこのほうが実感があると思いますし、今後もこういった、自転車の危険度を高めるための子供たちに対する指導は、ぜひ続けてほしいと思います。

そこで、子供らについてはいいのです。そこで、どうなのでしょう。学校としては、自転車に対する点検というのですか、以前、私どもが若いころは、子供らが年に1回、自転車の点検ということで、グラウンドに子供らがみんな自転車を持って行って、ブレーキを見てもらったり、いろいろなものを見てもらうというような点検を受けたのですけれども、学校としてはそういう点検をしているのかどうか、それはどうですか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 私もそうですけれども、昔は、免許証なんかをいただいて、点検だとか、必ずグラウンドに行って、子供たちの自転車の安全を確認したということでございますけれども、現在においては、各学校全てで行っているということではございませんので、一部ですけれども、先ほど言いました洞爺中学校については、自転車通学を認めていますので、自転車の安全点検ということは実施してございますが、ほかにおいては一般の中での指導ということで、子供たちの自転車を集めてということは、全部が全部実施しているということではございません。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） わかりました。

余り時間がありませんから、ここにこだわっていたのでは進みませんから、続いて、4番目、これは先ほどの話に戻りますけれども、やっぱり老人だけではなくて、地域の住民に対して、今度の法改正というものについてどう浸透させていくか。交通安全上、自転車につい

て。これは、地域住民というものを対象にしたものについての対応はどうかということで答弁をもらいたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 今、小中学生につきましては、管理課長から申し上げましたように、学校等での交通安全教室の中で強化を進めていきたいなと思ってございます。

今おっしゃられました一般住民でございますけれども、一般住民の皆さんには、集まってもらうというのなかなか難しいところがございますので、やはり、広報紙なりパンフレットなりを通して理解、協力をお願いしていきたいなと思ってございます。

また、町には洞爺湖町交通安全町民運動推進委員会がございますので、これらの活動、それから、交通指導委員会もございます。これらの協力も得ながら、さらには、各自治会等にも取り組みについて協力をしていきたいなと思っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そういう、地味というのですか、派手さはないのですけれども、やっぱり、時間もかかりますし、すぐ成果が上がるかということは容易なことではございませんけれども、地域の住民に、この法の改正というものを、よくひとつ理解して協力してもらうという、そういう作業をぜひ取り組んでほしいということを希望して、この点については終わりたいと思います。

最後になりますけれども、5番目、新しい保険制度を創設してというところですが、これは、保険の制度も大事なのですけれども、新しい保険でなくても、現在、聞いているところによれば、いろいろと、車の保険と一緒に加入できるのだというようにも聞いています。ですから、一番私が欲しい答弁は、一番いいのは、町独自に、何か、今の町がやっている障害保険、この障害保険を自転車保険に切りかえるというか、そういうようにできないものかということ、まず1点、それを最初に聞きたいなと思っているのです。

要するに、新しい保険制度というのは、今、当町が行っているところの障害保険、これはどこまでも、自転車に乗っていて転倒したら、自転車の利用者に保険金が出るわけです。相手に対しては出ないという仕組みです、これは障害ですから。だから、賠償するというものにこれを切りかえる、こういう仕組みで同じようなものがつくられないかどうかということ、ひとつ、制度的に、どうなのでしょう、その辺は無理ですかね。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 今、町では、町民交通傷害保険というのを推進しているところでございます。この保険では、今、議員おっしゃられましたように、実際に自転車に乗っている方が転倒したり車とぶつかったりということで、けがをした場合に一定の補償が受けられるというものでございまして、損害賠償とは全く性質が異なっている状況で、これを損害賠償のほうに変えられないかというお話でございますけれども、やはり、町民交通傷害保険自体は自転車だけではございません。自動車を含めて、歩行者を含めて、全ての障害に対応していこうというものでございますので、やはりちょっと性質が異なるのかなと。そうすると、

新たな損害賠償を含めた自転車保険というものを創設しなければならないのかなと思っており
ます。

大変申しわけないのですが、今、そこまでちょっと検討しているという状況にはござい
ません。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 次の質問の要旨の中に、保険加入の努力義務を定めた自転車安全利用
に関する条例ということで提案しているのです。条例を求めているながら、片一方では、保険
というのは、実は、条例がないわけではないのです。よその町で、この条例を使って、強制
というか義務というのではなくて、努力義務にしながら、保険に加入してもらうというこ
とで、促進させるための条例だと。したがって、条例を制定する中に、保険を努力義務として
定めるというのがあるわけです。

そういうことを考えたときに、今、担当課長が言うように、町としての独自の保険はつく
れない。そうすると、どうなのでしょう。これは、一般の人が自転車の保険ということにな
ると、どのような案がありますか。答弁をお願いします。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 自転車に関する保険ということでございますけれども、全国的
には、自転車専用の保険というものもございます。ただし、今おっしゃられましたように、障
害保険と損害保険がセットになっているというものでございまして、これはちょっと、額
的にも、七、八千円とか、その程度になってくるかと思しますので、ちょっと高いかなとい
うところがございます。

そうしますと、今は、皆さん、自転車を新しく買う場合には、大体、自転車のフレームに
T Sマークというのがついているというのがあります。このT Sマークというのは、1年間
限定で賠償保険と障害保険がついているものでございます。専門の自転車整備士の点検を受
けたという証でございまして、これを受けるとT Sマークを張られて、1年間の保証が受け
られると。

1年間の限定でございますので、次の年になったときには、改めて店頭で点検を受けま
す。また1年間の保証が受けられるというものでございます。ですから、この場合は、保険
料というのはいりません。ただし、点検料というのがかかってくる。大体二、三千円かな
と思っておりますが、このぐらいの額で、ある程度の保証は受けられるというものでござ
います。

また、皆さん、お車をお持ちでございまして、自動車保険や火災保険もあろうかと思いま
す。この場合、特約で個人賠償責任保険がつけられるのがほとんどでございまして。これは、
自転車事故も対象になりますので、この辺を検討していただければなと思っているところ
でございまして。

先ほど申し上げましたように、町民交通傷害保険につきましては、損害賠償ではなくて、
実際に自転車に乗っておられる方の事故によるご自身の障害に対応するというもので、これ

らをうまく使っていただければ、ある程度の保証は可能かなというふうに考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 今回、私、条例というのを出したのは、これは単なる保険だけではなくて、やっぱり自転車をめぐって、自転車による交通安全教育だとか、それから自転車保険への加入を促進するためだとか、自転車を利用する人たちの責務というのですか、ヘルメットをかぶるとかという、いわゆる交通ルールに沿ったものが条例の中にありまして、それを守りましょうという努力義務が条例の中で求められているのです。ですから、今言った、車を持っている人だけに保険に入れるのだといっても、車を持たない高齢者もいるわけですし、それから、火災保険も入っていない人もいるかもしれません。だから、そういうような、右へずっと横並びにできる人はいいのですけれども、できない人たちはどうするのかという問題が出てくるわけです。ですから、そういう点で、条例がなくてもあっても、そういう保険に入ってもらおうというようなことを何か考えなければならないのではないかと思います。

そのために、やっぱり、一つの、自転車の安全に関する条例というものが必要ではないかと、私はそう思って質問の中に提言として出しているのですけれども、それについて、町として今現在どう考えているか。そのような条例は必要はないのだと。なければなしでいいですし、それから、保険は町民が勝手に、車の保険に入ったら自然に入れるし、火災保険も横並びすれば入れるのですといって答弁しても、それに入っていない人たちをどうやって保険に加入させていくのか。この辺はやっぱり、もうちょっと、町民の安全・安心を守るという立場からいくと、何か考えや知恵があってもいいのではないかと思いますのですけれども、その辺の答弁はどうですか。

○議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

○総務部長（遠藤秀男君） 条例の関係でございますけれども、現在、東京都とか都市部を中心に、自転車利用に関する条例が制定されてきてございます。

内容としましては、一つには、自治体や自転車利用者の責務というものを明記する。それから、安全・適正な利用に向けた技能、知識の普及、これを明記する。それから、安全な自転車の普及、それから、自転車利用環境の整備、自転車利用者の保険の加入などが項目として挙げられてございます。先ほど議員が申し上げられましたほとんどの条例が努力規定という形になっているところでございます。

北海道は、なかなか、冬期間がございまして、自転車が冬期間はほとんど利用できないのかなと思っているところでございます。正確には把握してございませんけれども、恐らく、このような条例は、まだ北海道ではないのかなというふうに考えているところでございます。やはり、自転車が大きな社会問題化している自治体での制定が多いのかなと思っているところでございます。

また、事故の件数をちょっと調べたのですが、伊達署管内で、昨年一年間で自転車対自転車、それから自転車対歩行者の事故で人身事故として処理した件数は1件というふうに聞い

ているところでございます。

また、自転車による悪質運転で検挙した事例はないと、指導等はあるというふうに聞いてございますが、検挙した事例はないというふうに聞いてございます。

こうした状況から考えると、現時点で、当町におきまして、条例制定までの状況下にはないのかなというふうに感じているところでございます。

先ほどの保険の部分でございますけれども、確かに自動車保険や火災保険に入られていない方もございますが、自転車はお持ちだと思います。自転車を持っておられれば、T Sマーク、これは認証を受けることができますので、1年に1度はしっかりと点検・整備をしていただいて、この保険に加入していただければと思いますし、自転車専用の保険も、最初に申し上げましたがございますので、こういうことも検討していただければなと思っているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 町内の自転車の事情というのですか、そういう勘案をして答弁されたと思います。

私は、これは別に、よその町がやっているからやれというのではなくて、こういう時代の中で、やっぱり、仮によその町がしていないからうちの町もしなくてもいいというのではなくて、場合によったら、真屋町政も、一つの先取りというのですか、よその町でやらないことをやっぱり先取りしたと。町民から見ると、よその町でやっていないようなことに取り組んだという、これは一つの事業として大きな目玉だと思うのです。建物を建てるのも目玉ですけれども、こういう地味な、住民を自転車から、ささやかな、たかが自転車と思うようなことからでも住民の生命なりを守るのだという、その意気込みがこういう条例制定にあらわれるのではないかと思うので、最後に、この辺、どうですか、町長。やっぱり、まだ時期尚早だと思いますか、それとも、検討して、考えて、何か取り組まなければならないと思っていますか。その辺、どうですか。最後に、この辺についての答弁を、町長。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町、今、やらなければならないことが多々ございます。そして、私、2期目に入らせていただきまして、今、町の重要案件もございます。まずしっかりそういうものを片づけながら、今のご指摘の問題につきましては、今後におきましても検討を重ねてまいりたいと思いますが、今現在ではなかなか厳しい状況があらうかなというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） わかりました。

この件については、率直な答弁をもらいましたので、よく理解いたします。

それでは、続いて、消費者行政……議長、休憩してもいいですよ。

○議長（千葉 薫君） お疲れのようですから、10分休憩します。再開を2時10分とします。

（午後 2時00分）

○議長（千葉 薫君） それでは、時間になりましたので再開をします。

（午後 2時10分）

○議長（千葉 薫君） では、引き続き、一般質問を続けます。

松井議員。

○3番（松井保明君） 10分間の休憩、ご苦労さまです。10分で足りないかもしれません。あと残り、私、31分ありますけれども、別に31分やりませんから、もう少し我慢してください。

それで、最後の質問になります。消費者行政についてということでございまして、これも、皆さんはもう既にご存じだと思いますけれども、新聞・テレビで、本当に、今、テレビを見ていましたら、サッカーが入るか、集团的自衛権か、オレオレ詐欺かという、何か、テレビが大体大きく三つぐらいに分かれるぐらい詐欺事件というのが起きています。

昔の江戸の川柳に、盗人とうそつきは先がないという、これは、盗人というのは泥棒です、一般的に。それから、うそつきというのは、今で言えば詐欺です。これは、いつの世でも本当に、江戸の時代から言われたように、これだけ豊かになってくればくるほど、こういうことがはびこる時代。そして、新聞紙上では、本当に目に余るものがあります。私も、自分の身内の中で、そういう、押し売りというのですか、注文もしないのに、魚類です、それが来て、返品しましたけれども、恐らく、うちの町で結構な人たちがそういうものを受け取って困っているのかなと思ったりしますし、それが表に出ていないから何でもないで済んでいるのかな。正直なところ、私も、そうたくさんの人からそういう情報は入っていませんけれども、新聞紙上で見る限りは相当な量だと思うのです。

そういうことについて、やっぱり、昨今の社会情勢というものについて、町としては消費者というものを、考えると、消費者は、裏を返せば住民です。そういう人たちをどうやって保護したり、どうやって守っていくのかという、私は、先ほど1番から3番まで、みんなどうやって守ってもらえるのかという訴えの質問になって恐縮ですけれども、やはり、自転車だけの被害ではなくて、こういう詐欺というのですか、うそによってだまされて、えらい迷惑を受けるという人もふえているわけです。これは、どこかで誰かが手をかけてやらなければならないと。本来、本人の意思一つだと思うかもしれないけれども、そうはいかないところが昨今の状況ではないかと思うのです。

これについて、町長なりが、こういう世間というか、今般の社会情勢をどう認識して、どういうふうにお考えを持っているか、それを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 悪質商法といいましても、いろいろ手口は多様化、複雑化して、明らかに詐欺まがいのものから一見普通の取引に見えるものまで、さまざまございします。マスコミでは連日のように悪質商法などの被害が報じられておりますけれども、だまされたことになかなか気づかない方ですとか、知られることが恥ずかしいというふうに思っている方も多く、それで一向に減少しない状況にあると認識しているところでございます。消

費者を守ってくれるクーリングオフ制度がありますが、このようなことから制度を利用せずに泣き寝入りをしている状況にあるのではないかなというふうにも思っております。

このため、高齢者の周りの人々による見守りの強化ですとか、新たな悪質商法の手口やそれに対する対処の方法ですとか、そういった情報提供にも力を入れる必要が当然あると思っておりますし、また、2次被害を防止するためにも、関係団体などとも協議をして、連携をしていく必要があるのではないかなということで考えてございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 要するに、今の答弁でいくと、認識しているし、それは十分な認識だと思います。

そこで、次の大事な2番目なのです。これは、新聞紙上を見てわかるとおり、昨今は高齢者が標的となっているわけです。その辺、どうなのですか、何で高齢者が標的になるか。これ、課長、答弁できますか。あなたが認識している限り。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 独居老人世帯ですとか、認知症の方ですとか、そういった高齢者の方、みずから判断できないような方、あるいはそういう世帯について、被害があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） それなりの判断ができればいいのでしょうか。

それで、ちょっと、この際ですけれども、どうでしょう、福祉のほうで、何かこういふことで、高齢者のこういう悪質。これ、本当は、悪質といってもいろいろありますから、本来は具体的な例を挙げればよかったのです。

やっぱり悪質というのは、総体的に言っていますけれども、一番多いのは押し売りです。それから、高買いといって、貴金属を含めて、高いものを買ってやるという訪問販売です。新しく今出てきているのは、オリンピック詐欺というのも出てきているのです。これは先の話になりますけれども。そういうような悪質な商法によって被害を受けている。

これ、どうでしょう、福祉のほうで何か、住民課のほうで、こういった問題で押さえているというか、何か指導しているというようなものはありますか。

○議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 今のご質問でございますけれども、そういったお話、事例等については、私のところまでは報告は上がってきていない状況にはなっております。

確かに、今おっしゃいましたとおり、押し売りだとか送りつけ商法だとか、多々、いろいろな詐欺があるようには聞いておりますけれども、私のほうにはまだ、そういう事案については報告はありません。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 先ほども言いましたように、独居老人世帯ですとか認知症の世帯ですとか、そういった被害があるということで、今後については、福祉や自治会などの

連携、それから協力がなければ防ぐことができない部分もあるというふうに思っておりますので、今後、関係課などと検討をしなければならないというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そこで、消費者行政というのは、うちの町では産業課になっています。当然、庶務規程の中にも消費者行政というのが入っています。

大変、消費者行政などというのは幅が広くて、本当に、底のないくらい広いと思うのです。しかし、この消費者行政というものの中で、当然、消費者の保護というものがあるわけですが、これについて、法律的にはどのようなものがあるのですか。それ、わかっていれば、ちょっと。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 消費者安全法という法律がございまして、これは都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施に関して定められているものでございます。その中で、市町村が行う事務ということでございますが、まず一つ目として、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に関する相談に応じること。それから、もう一つ、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。三つ目として、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。そして、四つ目として、都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換することというような形で、町の責務といいますか、そういうことになってございます。

それで、現在、町の窓口は産業振興課ということで、それぞれ消費者行政の担当ということで、各市町村もいろいろ窓口がありますけれども、当町としては産業振興課がそれらのいろいろな相談に応ずる窓口となっているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） それでしたら、当然、窓口相談なり来ている人もいるのではないかと思いますけれども、そういうものは、どうですか、来ているのですか、あるのですか。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 平成24年、それから平成25年、それぞれ相談があります。それで、平成24年には5件ほどありまして、平成25年度にも3件の相談がございます。

この中身は、やはり契約上のトラブルということでございまして、例えば注文していない商品が届いたというような中身ですとか、あるいは電話による健康食品の勧誘で何回も電話が来て、仕方がなく買ってしまっただとか、それに対する相談というような形で、2年間で今のところ8件の相談が来ております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 今、私は初めて件数を知ったのです。

元来、こういったことは、事務事業の報告というもののしか私どもは情報が得られないわけです。1年たって、担当の、こうやって何件あったなどというのは、容易ではないし、聞く

こともできません。全てそういった情報というのは行政から出てくる事務報告を見ているのですけれども、どうも事務報告の中にはそれらしきものが載っている気配が一つもありません。ですから、私どもは全くないのかなというように感じておりましたが、結局、何件かあったということですね。

そこで、どうなのですか、相談に来ているときの相談員というものは、国が定めた相談員なのかどうか。この辺はどうですか。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 当町の場合は、先ほど言いましたように、産業振興課が窓口となっております。それで、例えばほかの町村あたりも、いろいろ、担当課が窓口になっているところですか、そのほかに消費生活センターというものを設置して、そちらの専門員が対応しているところもございます。

この対応した8件につきましては、町の窓口が対応したということでございます。

あと、難しい案件につきましては、道の消費者センターともいろいろ意見を聞きながら、情報提供いただきながら相談をしているという中身もございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 何遍も聞いて、しつこいようですけれども、要するに、窓口で相談を受けたときの担当者が、誰でもいいのです。ただ、その担当者が、国で定められた消費者安全法の中のそういう資格を持っている相談員かどうかということを聞いているのです。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） あくまでも、そういった資格ですとか、そういったものはないのですけれども、ただ、町のほうでは、例えば道のほうに何回か、例えば研修だとか、年に何回もありますし、それに参加をして、いわゆる知識を深めたりですとか、そういったことで、町の窓口もいろいろな情報を集めたり、そういう知識を向上して、それに対応しているということでございます。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） そうすると、専門の相談員を置く考えはないということですか。今までどおり誰でも、窓口に来たら、どなたかが対応して、あとは難しいことになれば道のほうへ連絡するという仕組みでこれからいくのかどうか。どうですか、その辺は。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 考え方としては、あくまでも産業振興課にそういった窓口を設置しておりますので、その窓口で対応したいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 今度の消費者安全法の改正という中には、今、担当課長が言ったように、地域の見守りネットワークの構築であるとか、それから消費者生活協力員、それから、そういう相談員等というものを確保するということが明文化されているのです。したがって、これに基づいて、全道で今、そういうネットワークが構築されてきております。そういう点

で、よその町ではそういう専門の相談員を、もう何年も前から置いているのです、この法律に基づいて。一番、名前を挙げてはよくないのですが、人口の少ない、3,000人、4,000人の町であるとか、胆振で東部のほうの1万8,000人ぐらいの町では、もう既にこういう消費者安全法に基づいて、きちんとした国の支援を受けながら相談員を確保しているわけです。これを活用しないというのはちょっとおかしいのではないかと思います。

どうなのですか、その辺の活用というものを、こういう国の支援策もあるということを考えたときに、そういう相談員を確保するという考え方はないのかどうか。これ、担当課長ではなかなか容易ではないと思うのですけれども、町長あたりは考えてみる必要があると思うのです。

○議長（千葉 薫君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 多くでもないですが、市町村で消費者相談専門職を置いているということでございましたけれども、こういうところにつきましては、国の補助制度もあります。しかし、たしか記憶では3年の補助で、その補助が打ち切られてしまうと。私どもの町は、それに類する職員ということで、その担当に当たる職員につきましては、やはり研修に出しております。それと同等の、いわゆる知識を身につけるということで、今、産業振興課の中に係を置き、やはり、研修をして、そして知識を高め、住民の皆様の相談の窓口になっているというものでございまして、今現在、それらを活用しながら、特に専門的なものというのではなく、町の職員の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） 先ほどの質問の中で、町長が答弁した中でこう言っていましたね。いろいろやるがあると。私が自転車の保険の関係で条例を制定と言ったときに、町長が、いろいろな議案があって、それを処理していかなければならないから、そこまで余裕がないのだという答弁をもらいました。全く私も、それについてはそうだな、大変だなというふうに理解します。しかし、これは、国の法律があって、もう既に町村の至るところで始まっているのです、何年も前から。そして、場合によっては、これは町村が単独でやる場合と、広域でやっている町村もあるのです。羊蹄山麓を中心にして、六、七町村が取り組んで、そして、その1町村に負担金を出してもらって、1町村の専門の電話専門を使う。

これは、誰でもかれでも職員を充てるということはしていないのです。なぜかといったら、内容が、いろいろと外に漏れてはいけないという、秘密というのですか、そういう問題があるから専用電話なのです、みんな。絶対に職員が、一般の人が受けないという仕組みでなっているのです。ですから、今、町長が言うように、産業課で誰かが対応しているということでは、これ、やると、大変な危険なものを持っていると思うのです。ですから、各町村ではそういう、国の試験を受けるぐらいのレベルの高いもので講習を受けて、専用電話を使い、そして、プライバシーの保護というのかな、そういう観点で、広域連合でやっている町村もあれば単独でやっている町村もあります。しかし、両方の町村とも、それは資格を持っている、専門職です。

こういうことを考えたら、今言った、これだけうちの町も何件かあったという、これは、恐らく言わないだけで、もし相談を受けたら、やっぱり相当出てくるのではないかと思いますのです。

ついでだから、私の持っている資料からいくと、羊蹄山麓の6町村だけでも、昨年、60件からの電話があったそうです、相談。それから、胆振東部のほうの人口1万七、八千人の町です。そこでは昨年80件あったそうです。ですから、恐らくうちの町も、ないとは言えないと思うのです。

こういうことがしっかり守ってあるということによって、やっぱりそういう相談を受ける、そして、それに対応できるという専門家、これがやっぱり大事なので、これはぜひ、町長、失礼な言葉ですけども、やっぱり中身をもう少し精査してもらって、そして、この制度のほうも、財源は道の消費者行政活性化補助金というようなものを持っています。これも、今言ったように、そういう補助金を活用しながら人件費に充てているわけです。

それから、資格のほうも、これは粹というよりも、毎年やっているそうです。ですから、本当に町長が高齢者を含め一般の消費者が被害を受けないために守るのだと思うのだったら、これはやっぱり、もう少し本腰を入れて取り組んでもらわなければ、ただ国がどうだとかという、その町がどうだではなくて、やっぱりこれは、一步間違ったら本当に悲劇を生む結果にもなります。ほとんど狙われているのは、ひとり身の女性の方が多いです。ですから、当然、これは町の中、産業課だけの問題ではなくて、福祉の関係もありますから、そういったものとも連絡をとりながらやってもらわなければならないと思うのですけれども、私が長々言うよりも、町長が本当に、こういう問題でこういう制度を活用していくという点ではどうなのかなと思います。

そこで、答弁をもらってもいいですけども、もう1点、消費者を教育していくという新しい法律ができています。消費者教育の推進に関する法律というのが平成24年にできたのです。この中で、実は学校教育の中でも消費者というものの教育を高めるというか、しなさいとなっています。それで、本当は質問の要旨の中に入れるべきですけども、この際ですから、教育長もおりますから、どうでしょう、教育委員会としては、消費者行政というものの中で子供たちに何か消費についての教育をなされてきているかどうか、それを最初に答弁をもらいたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 消費者教育に関する法律ということで、議員ご指摘のとおり、平成24年12月13日に施行されてございます。その中の第11条に、学校における消費者教育の推進ということで、学校現場においてもそれら教育をしていくように政策を推進しなければならないということで定められてございまして、町内の小中学校における、どういう勉強を実際に行っているのかということでございますが、例でございますけれども、ある小学校では家庭科の時間に北海道消費者協会のスタッフを講師に招いて、決められた予算の範囲内でレシピを考え、カレーライスの材料を購入するシミュレーションゲームをまず行っている。また、

中学校におきましては、例えば3年生の公民において、教科書に消費者を守るもの、支えるものとして、消費者の権利と責任について、2ページにわたって記述がございます。教科書のほかにビデオなども使用するなどして、工夫を凝らして授業が行われているという現状にあるところでございます。

○議長（千葉 薫君） 先ほどの件につきまして、町長、答弁。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 悪質商法から消費者を守る、これは本当に大きな問題だというふうにも思っております。

今、私どもの町で本当に取り組んでいることとして、今、担当課が産業振興課の中ですが、当然、職員には、地方公務員皆そうでございますけれども、守秘義務というのがございます。相談者から受けた相談内容を第三者あるいは違う方に漏らしてはならないという、これは当然のことでございますので、これは専門家でなくても、町の職員は、やはり皆そういうふうな姿勢で今は取り組んでいただいているというふうに理解しております。

また、今の広域連合または広域関係の問題も出ましたが、今、私どもの地域では、胆振総合振興局のほうから、税等々の収納関係について、職員を派遣していただいて、その対策に当たっていると。ここ何年間か、その対策の効果が、収納面では若干あらわれてきているかなというふうにも思っておりまして、今の消費者行政に関しても、ちょっと、胆振総合振興局のほうとも協議しながら、町のほうに、毎日というわけにはいかないと思いますけれども、日にちを定めた日に、例えば相談員がお見えになって相談窓口を開設していただくとか、そういうものもできないかなということをちょっと、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） あと5分しかありませんから、これにこだわってられません。

ただ、この相談員の設置というのは、誰でもかれでもできないような内容なのです。ですから、わざわざ講習を受けて、そして資格を取らせるという内容なのです。

振興局から来て、誰がやるかわかりませんが、専用電話をつけるという、その専用電話はなぜつけているかということは、他の職員が入らないためにこれをやっているのです、どこの町村でも、相談員をつけたときに。ですから、そういうことを考えたときに、やはり、そういうようなことをもう少し精査して取り組まないと、誰でもいいというわけにはいかないし、やっぱり、消費者、住民からの信頼関係も出てきますから、これは今後の町の取り組みを見守るしかありません。

そういうことで、これは一応答弁をもらいましたので、終えたいと思います。

最後になります。これは、こういうような社会情勢の中、世の中がこうなっているということから、本来でしたら広報なりチラシに、一番私が求めているのは、このたび我が町では消費者相談の窓口ができましたと。専門の相談員がいますと。そして、24時間体制で受けます。こういうチラシなりを入れると、本当にみんな安心して来ると思うけれども、どうもそ

これまで、ちょっといくのには時間がかかるなと思っていますけれども、いずれにしても、そのような消費者の被害をどうやって防ぐかということと、そして、そういう被害をどうやって守ってやるのか、それを町民の中にどういうふうに啓蒙していくのか。

この辺は、時間がありませんから、何か具体的な施策なり考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。これが最後になると思います。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 今、担当の産業振興課のほうでできる最大限の方法として、まずはやはり、町の広報で何回も周知するというようなことを考えてございます。

あと、それから、パネルを展示して利用して、多くの方々に情報提供していかなければならないなというふうに考えてございますので、その辺をちょっと徹底していきたいなというふうに思っております。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） どのような情報を提供するのですか。回覧板でどうのこうのと。その内容なのです。今言ったように、町のほうで専門員ができたということを言うのか、その辺ちょっと、内容がちょっとわかるように。

○議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） あくまでも専門員といいますか、担当は産業振興課のほうです。そういった相談窓口ですとか、そういったこと、あと、それから、いろいろな情報の提供、いろいろな、こういう詐欺まがいのことがあるですとか、そういった悪質商法があるという、そういう中身のいろいろな情報を知ってもらいますとか、そういったことをやっていきたいというふうに思っています。

○議長（千葉 薫君） 松井議員。

○3番（松井保明君） もう1分しかありませんから質問をやめますけれども、本当に、町長も大変ですし、先ほどの前般ではないですけれども、答弁がおかしかったら何か指摘をされるようなことがあって、前代未聞の議会だと思っていますけれども、議会と理事者の間というのは、知らなくてもいいことを知ったりして、いろいろなことがありますから、答弁が議会にどう伝わるか、それなりの受けとめ方によっては大きく気持ちも変わりますけれども、きょうは結構いい答弁をもらいましたので、私は直球をもらったつもりでおります。

以上、終わります。

○議長（千葉 薫君） これで、3番、松井議員の質問を終わります。

このまま続けます。

それでは、次に、12番、大西議員の質問を許します。

12番、大西議員。

○12番（大西 智君） きょうの質問の最終ということで、大変お疲れだとは思いますが、しっかりと質問していきたいと思います。

まず、きょうの一般質問の部分なのですが、大枠として3点で行っていききたいと

思っております。

通告順に沿って行いたいと思います。

まず、第1点目なのですけれども、学校教育の充実についてということで、(1)番に町内の小学校の教育の現状と将来的なあり方について、どのように考えているのかということなのですけれども、ことしの2月に洞爺湖町教育委員教育改善推進委員会のほうから提言があったと思います。その中の設立の目的といたしまして、確かな学力を保証する学校、子供たちが笑顔で楽しく通える学校、また、洞爺湖町の将来を担う子供たちを育成する学校の創造という、大きく三つほど目的が上がっております。

こういった目的が上がるという部分においては、現在取り組まれている教育に微妙な違いがあるのか、また、今以上の教育を目指す上での目的なのか、現状とこれからの教育についてどのように進めていくのか、まず1点目、お伺いしたいと思います。

○議長(千葉 薫君) 天野管理課長。

○管理課長(天野英樹君) 初めの教育改善推進委員会の提言に関することでございますが、今、三つほど議員からお話がありましたように、この提言をいただくこととなったもののお話を若干させていただきますが、昨年の4月の校長会におきまして、私ども教育委員会のほうから、地域の課題ということで、防災教育等の地域に根差した学習をやっていたきたいというお話をまず校長会のほうにお願いをいたしておりました。その過程の中で、当然、地域の課題というのは防災学習だけではございませんということで、学力であったり体力であったりとか、また、地域に根差したいろいろなことがございますので、全体的なものを、防災だけでなくしっかりと町の課題を捉まえてやっていきたいと思いますということで、校長会のほうで真摯に受けとめていただきまして、町の教育改善推進委員会を設立をして、そして提言を受けたというようなことでございます。

それらのものを含めて、洞爺湖町独自のものということで、これらを今後進めていくということで、学力向上から含めて、先ほど言った目的ということになっているというところでございます。

○議長(千葉 薫君) 大西議員。

○12番(大西 智君) 今、答弁があったのですけれども、例えば、教育といっても、すごく幅広い部分があって、全ての教育という部分で捉えたら、具体的にこうしていくという部分が、なかなか今、言いづらいのかなと思って聞いていたところなのですけれども、私の質問の中身としては、現在の教育のあり方よりも、より一層、これからの教育の考え方を、こういうふうにしていきたいのだという、何か具体性というのですか、そういった考えがないのかということで、まず質問させていただいたのですけれども。

○議長(千葉 薫君) 天野管理課長。

○管理課長(天野英樹君) 義務教育の、まず9年間という話をさせていただきますが、義務教育におきましては、子供たちが将来、社会の中で生きていく力を身につけさせるということが基本になっていまして、知識であるとか、それから社会のルールであるとかということ

ろの基礎的なものを学ぶという場になってございます。そういう大もとの義務教育の考えの中で、その上に立って、今まででもやってもらってございましたが、それだけではなくて、先ほど言ったような洞爺湖町独自の課題だとかも踏まえて、それらをさらに推進していきたいということでのものがございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） せっかくの推進委員会の提言なので、これをもとに、しっかりと、その提言に沿った内容で進めていっていただきたいと思いますし、ここ近年、ハード事業というのでしょうか、学校施設の耐震化事業での予算という部分が教育予算の割合を上げているような気はしています。

確かに、金額ベースで言うと、教育的な予算は多いような気がしますけれども、これから、やはり子供たちに対する教育の面で、ソフト的な予算にも力を入れていただきたいなど、このように思っております。

そこで、先ほど提言の中に、スタンダード10ということを示されている部分です。学力の向上または授業の改善・充実、学習環境の整備など、地域、保護者、教育委員会が連携して、この提言を取り進めるということなのですけれども、どうも保護者、学校現場の声が、教育委員会に伝わりづらいというのですか、伝わっているのか。その辺、しっかりとコミュニケーションがとられるような環境づくりをしていただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 学校現場とは当然のことでございますが、今、予算面のお話もございましたのでお話しさせていただきますが、当然、予算を編成するに当たっては、学校現場からの要望をお聞きして、上げて編成をしていくというのが基本でございます。委員会だけがわかっているという話では当然ございませんので、当然、翌年度はこういうことをしていただきたい、ハードのことは別にして、ソフトであるとか、例えば学習支援員だとか介護員であるとか、次年度はこういうようなことが想定されるので、本年度はこのニーズでよかったけれども来年度は増員していただきたいとか、当然連携を、お話を聞いたりしてやってございますので、年度途中に何か緊急の課題が出たときには、当然、学校現場からお話はございますので、対応できるものは対応と、また、予算上、補正をいただかなくてはならないところは補正をいただくというようなことでお話を、連携を密にして現在やってございます。

ことしの5月の、先月の議会でもそうですけれども、洞爺小学校の件、初めて複式になるということで、保護者等が不安であるからということ踏まえて、いろいろな意見をいただいて、学習支援員の新たな配置、年度途中ですけれども、それから、洞爺中学校の、同じく3月に海外研修が急遽決まったということで、英語の先生が途中でいなくなるということで、それらも学習の低下等ございますので、それらも学校現場からご相談があって、急遽、そこもいなくなる手前まで新たに学習支援員を配置ということで、臨機応変に、連携を密にしな

がら対応しているというふうに私どもでは認識しているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 今まで以上に保護者、そして現場との関係を深めた中で、この提言書も含めて、十分に話し合われた中で教育の推進ということを目指していただきたいなと思います。

それでは、2番目の特色ある教育を進めていく考えはということなのですが、ここでも、私が質問をさせていただく部分では、特色ある教育というのは、特色ある学校という形での考え方で質問させていただきたいなと思っております。

学校に特色ある活動を展開しながら個性のある取り組みができないかということでお伺いしたいのですが、例えば、通学区域外から入学、転入ができるような特認制度、または小規模特認制度などを取り入れていく考えはないでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 初めに、今、議員からお話があったように、小学校の通学区域に関する基本的なことについてお話をさせていただきます。

学校教育法の施行令5条の規定に基づいて、市町村教育委員会は、設置する小学校または中学校が2校以上ある場合は、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされており、洞爺湖町におきましては、洞爺湖町立学校通学区域規則により、通学区域をまず指定しているところでございます。

議員のご質問の件ですが、まず、一般的に、学校選択制と言われている制度でございます。市町村教育委員会は、中学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取し、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が中学校を指定する場合を学校選択制と言っているものでございます。

この学校選択制の便宜的な分類でございますけれども、大まかに五つのタイプがございます。

一つ目ですが、自由選択制ということで、当該市町村内の全ての学校について選択を認めるもの。

二つ目でございますが、ブロック選択制といいまして、当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの。

それから、三つ目、隣接区域選択制、これにつきましては、従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の学校について選択を認めるものと。

四つ目でございますが、特認校制ということで、従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるものということで、この特認校制については、近隣では伊達市の関内小学校、それから室蘭市の喜門岱小学校がこれを採用しているという現状でございます。

それから、五つ目でございます。特定地域選択制、従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるものということで、五つになってございま

す。

先ほど申しました室蘭市の喜門岱小学校や伊達市の関内小学校は、この五つのうちの特認校制というものを採用しているということで、従来の区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めることとして実施をしているようにございます。

室蘭市のほうにつきましては、昭和53年から特認校として実施されて、定員は34名ということで、複式学級3クラスの少人数で対応しているということでございます。

また、伊達市の関内小学校は、平成15年4月から実施されてございまして、定員は特にないのことでしたが、1年生及び2年生は単式学級編成とし、3年生と4年生、そして5年生と6年生は複式学級編成として対応しているというようなことございました。

室蘭市及び伊達市のそれぞれの事情に基づいて実施されていると思われまじけれども、教育委員会としまして、現在、小中学校の適正配置について、保護者の皆様と懇談会を開催してきておりまして、今後においては適正配置に係る素案を作成し、これをもとに、再度、保護者の皆さんを初め地域の方々と懇談をしていくこととしておりますので、適正配置に係る素案をつくる過程において、学校選択制のメリットやデメリットなども今後検討していきたいというふうに現在考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 今、課長が答弁されたように、この選択制度においてはメリット、デメリットがかなり多く含まれているなど自分も認識しております。

今、お話があったように、これから小中学校の適正配置にかかわる部分での議論がより一層進んでくるのではないかなと思っております。その中で、やはり、課長が答弁されたように、保護者、子供たちの選択の一つとして、個々に合った学校に通学できるような環境を整えるのも重要なことではないかなと私自身思っております。

近隣の小学校の中では、先ほど課長が言われたように、こういった制度を取り入れて教育が行われておりますし、本州のある中学校では、土曜日に学習を行う。月に2回なのですが、それも3時間程度取り入れて、授業を行い、多くのカリキュラム編成で特色ある授業というものにしている、そういった報告がなされております。

また、学ぶ意欲やコミュニケーションの能力の向上に重点を置いたり、表現力の向上や豊かな心の育成に重点を置いたり、また、学校独自のカラーを出して進められています。その中には、地域学習の推進として福祉、講演会といたしまして中学生の認知症サポーター養成講座、また、農協職員による出前授業ということで、地元の農業を知るなどと、子供たちがより多くの体験、そして教育ができるような、そういった制度としても知られている部分です。

本当に、適正配置の中で、そういったことをこれからも、保護者または地域の方々と十分議論された中で、この制度を考えていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、次に、2番目の硬水対策の関係で質問させていただきたいと思います。

硬水対策事業の効果と漏水対策についてということで、2期目の真屋町長の主要施策でもある本町地区の生活水の改善として硬水対策事業が上げられ、そして、今、この事業が進んでいるところでございます。町民にとっては願っていた事業ではないかなと、このように私自身は思っているところです。

それで、まず第1点目なのですけれども、この事業で何世帯、何人の方々に水が配水されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 硬水対策事業による事業効果でございます。

本年の3月末の集計値でございますが、洞爺地区を除く上水道全体の給水戸数につきましては3,949戸、給水人口が8,038人となっております。そのうち事業対象、今回の硬水対策事業での効果がある戸数でございますが、給水戸数でいきますと3,077戸、給水人口でいきますと6,388人となっております。全体の割合からいきますと、割り返しますと78%、約8割近くが対象となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 今回の事業で多くの方々がこれからおいしい水が飲めるということで、ちょっと安心したところなのですけれども、実際、この事業で、1日につくる水の量と実際に使われる水の量との違いというのはあるのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 1日ではなくて、ちょっと年間で数字を出してきたのですが、それでちょっと答弁させていただきます。

年間の、今回の硬水対策事業でのつくる量でございますが、平成25年度の数字でございますが、年間の配水量といたしましては57万4,000トンほどございました。そのうち有効水量、いわゆる有収水量と無収水量を足した数字でございますが、それが40万3,000トン、差といたしましては17万トンほどございます。これは大変大きな数字でございます。私も昨年の6月に修繕しました道道洞爺湖・登別線の珍小島前で大量の配水管の漏水がございました。これが何カ月も続いたことから、こういうような数字になったかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 今の答弁を聞く中においては、何か水をつくっても有効に使われていないような気がしてならないのですけれども、次の質問の中にもあるのですけれども、水道水の安定供給を行うために有収率を高める必要性はないかということなのでも、これ、有収率を高める必要性があるのではないかというのは、有収率を高めることによって有収率の行程というものが直接水道事業の経営に影響するので、これを高いレベルに維持する

という部分が水道事業者の責務ではないかなというふうに私は思うのですけれども、その辺、有収率も含めて、そういった必要性を多分感じてはおられると思うのですけれども、近々、3年ぐらいの洞爺湖町の有収率をお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 有収率の関係でございます。

先に申し上げますと、有収率の向上につきましては、町といたしましても重要な課題として捉えているものでございます。毎年、私どもの施策といたしましては、漏水防止対策を目的に、専門業者に漏水を調査させてございます。また、水量についても管理会社に管理を委託してまして、監視を続けているところでございます。

その中で、今回の有収率の状況でございますが、平成23年、平成24年、平成25年と申しますと、平成23年が74%でございます。平成24年が68.2%、そして、平成25年度末で73.8%という状況でございます。これにつきましては、平成24年から平成25年に続いた、先ほど言った漏水が原因かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） これ、74%から68%、そして73%ということで、この70台、60台の有収率という部分が妥当なのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 全国的な、平均的な数字をちょっと、有収率を申し上げたいと思います。

全国平均90%という有収率があります。しかしながら、都市部はかなり有収率が高いのですが、やはり郡部、市町村になりますと、全国平均で、給水人口が1万人未満の平均でございますと、80%という数字でございます。簡水に該当するのですが、給水人口5,000人未満につきましては、全国平均で76.9%という状況でございます。私どもの有収率は先ほど申し上げた数字でございますが、近年といいましょうか、先ほど大きな要因だというふうに申し上げましたけれども、ことしの1月から4月までの有収率を調べてみたところ、本町地区につきましては75.4%、洞爺湖温泉地区につきましては82%で、合わせますと、町全体としては1月から4月までで77.4%という状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 直接的な有収率がいいかどうかという部分の答弁はなかったのですけれども、ただ、端的に考えても、全国的な平均をとっても、果たして70%台の率がいいのかどうか。私自身、せっかく水をつくっても、約3割近いとは言いませんけれども、2割弱の水がどこかに行っているという現状。これは、硬水対策事業をやっていく中において、果たしてそれでいいのだろうかという思いがあります。皆さんにおいしい水を供給するために、せっかくの事業の中でつくった水を、3割弱、2割強の水がどこかに行ってしまう。やはり

これは、次の質問の中にもあるのですけれども、やはり配水管の布設がえ等々などを含めて、抜本的な物の考え方できちんと取り進めていかなくは、この辺の事業のあり方と、どうもミスマッチするなという思いがあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） せっかくのおいしい水をつくっても、3割ほどが無駄になっているのではないかということかと思います。

私どもも、有収率の向上のためには漏水対策が一番先だろうというふうに考えてございまして、その対策といたしましては、先ほども議員ご指摘のとおり、経済性の向上もございします。また、水資源の有効活用、水圧低下による取水不良や道路陥没等による事故防止とか、いろいろなことが考えられるのです。有収率も一緒に考えて、安全な水を供給するためにどうしたらいいかということで検討しているところでございます。その中で、私どもといたしましては、やはり漏水管の布設がえというの、今後計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 有収率が低いという部分で、今後なののですけれども、町の計画有収率というのですか、これの策定というのですか、これの考えというのはないのでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 町といたしましては、先ほど全国平均90%という数字がございましたが、私どもといたしましても、アセットマネジメントといいまして、いかに有効な水を配水できるかということと効率的な経営ができるかということで、そういう計画を独自で策定してございます。その中では、毎年1%ずつではございますが、必ず上げていくという目標で、そういう計画はつくっているものがございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 毎年1%ずつ上げていく目標だということなののですけれども、数字が数字なので、1%でいいのかどうかという部分はあるのですけれども、きっちりとこの数字が上がるような形での計画をつくっていただきたいなと思います。

また、厚労省の通達の中に、水道の漏水防止対策強化ということで、これは有効率が90%未満の事業に当たっては、早急に90%に達するよう漏水防止対策を進めることということでの通達が来ているはずです。

やはり、少なくとも80%後半、90%に近い有収率というものを考えながら、年次的な配水管の布設がえ計画というものをしっかり立てて行っていただきたいと思いますが、その辺を含めてもう一度、雪害の計画というものをしっかりやっていけるのかどうかということで、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八反田上下水道課長。

○上下水道課長（八反田 稔君） 改めてもう一度申し上げます。

水道管の更新につきましては、私どもといたしましては、洞爺湖町のまちづくり総合計画

の中で、先ほども申し上げましたが老朽管の布設がえ事業を計画してございます。漏水事故を未然に防止しまして、住民への安定供給を目的にしたものでございまして、目標といたしましては、上水道の延長が10.5キロほどの石綿管がございます。また、簡易水道につきましても2.5キロほどの石綿管がございますので、その布設がえをこれから計画をしているところでございます。

事業開始年度につきましては、実は本年度からということになってございまして、本年度につきましては、洞爺地区の洞爺2号線の改良にあわせまして、老朽管の更新の設計と工事をことし実施することとなっております。

今後の年次計画につきましては、道道や町道の改良にあわせた計画もございますが、そのほかに、事業費の均等化を図りながら、継続的に実施できるような計画を取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 硬水対策事業が進んでいる中で、安心・安全な水がこれから町民に配られるわけなのですけれども、つくられた水を無駄にしない中で、本当に硬水対策事業が生きるような、そういった形のものになっていきたいと思いますし、今、課長が答弁されたように、年次的な、効果のある水道管の布設がえを行っていただきたいなと思います。

次に、3番目の洞爺地区の振興についてということなのですけれども、1番目の洞爺地区振興策検討委員会での中間報告が先般あったわけなのですけれども、平成28年の3月で洞爺高校が閉校する、そういったことに伴い、跡地利用も含めて、洞爺地区の振興対策検討委員会の中での報告でございますけれども、真屋町長の所信表明の中に、中間報告をいただいた中で、現時点での報告に対して、行政として検討していくということでおっしゃっていたわけですけれども、具体的にどのような検討をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） 洞爺地区振興策検討委員会につきましては、洞爺地区内の自治会長、各年齢層、子育て世代の主婦の方、各地域の方々を委員といたしまして、幅広い意見を伺い、これを尊重するということで進めているところでございます。

検討委員会では、洞青寮、高校跡地、その他洞爺地区の利活用に関する検討の絞り込み、それと寮跡地の利用素案づくりを行い、ことし1月に中間報告が町にあったところです。

それぞれの検討委員会ごとに出された課題、問題等につきましては、所管する課より回答及び資料提供を受けまして、必要に応じ担当者が出席して説明して、進めてきたところでございます。

中間報告を受け、町としては関係する課でプロジェクトを組織いたしまして協議を行っているところで、中間報告に基づきまして、イメージ図の作成、財源、補助メニュー等の検討を行っているところです。

平成28年3月をもって閉校する洞爺高校の跡地を有効に活用すべく、検討委員会では、中

間報告後も精力的に検討を重ねておりまして、10月中には最終報告をまとめる予定となっているところでございます。

今後、町といたしましては、町内プロジェクトでの意見を検討委員会とすり合わせを行いまして、最終報告を受け、基本計画の素案をつくりまして、議会への報告、住民説明会などを行い、最終的にはまちづくり審議会等のご意見をいただき、事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） この検討委員会、洞爺地区の振興策という部分を検討するという部分があった中で、その検討委員会に大部分を任せているようなところがあるわけなのですけれども、振興策を検討する中においては、財政的なことも、これ、絶対出てくる部分ではないかなと思っています。

高校の跡地を利用した中でのということであれば、ご存じの方はご存じかと思えますけれども、洞爺高校の上から見た土地の部分というのは、大変いびつな形の部分がありまして、本当にその跡地だけで振興策として考えていくのか、また、総体的にどのようにしてその跡地を考えていくのか、何か、町側として、素案の素案というわけではないのですけれども、本当に原案的なものも含めて、今の検討委員会の中に少しは出していく部分の考え方がないのかどうか。今の跡地の利用という部分の中も含めて、この辺、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） まず、1点目の土地の関係でございすけれども、検討委員会の中でも隣接地の購入について、整備計画はどうだというようなご意見もございましたが、まずは現在のところは、高校の跡地に絞りまして検討しているところでございます。

町といたしましても、土地所有者に対して協力いただけないかの打診はしたところでございますけれども、検討委員会の考え方を踏まえまして、隣地の整備計画については町内プロジェクトでも協議していきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の町の考え方ということでございすけれども、今回、検討委員会を組織するに当たりましては、ある程度の地域住民の代表の方の考え方を重視したいというような考え方もございまして、現在、今まで進めている中では、すり合わせとか、そういう考え方に関するイメージ図作成等を行っておりますけれども、町として具体的なものを計画として出したことはございません。

以上でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） わかりました。

それでは、次の質問なのですけれども、今の検討委員会の最終報告が出る前に、地域住民の声を聞くというか、そういった最終報告の部分は多分お知らせがあると思うのでしょうか。

けれども、どこかの場面で、多くの方々の声を反映させるという中において、そういった声を聞くというような考えは持っていないでしょうか。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） ことし1月に中間報告を受けましてから、議会のほか洞爺地区自治会長会議の場でも説明させていただいたところでございますけれども、やはり、先ほど言いましたように、各年代からの計画をお願いしているということで、町といたしましては、ご質問の、最終報告の前に多くの住民の意見を聞くかという考え方につきましては、最終報告を受けまして、町として基本計画の素案を作成してからでないと、検討委員会の皆様の十分な考え方は説明できないのではないかと考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） この振興策については、検討委員会の中で相当数の会議が開かれ、そして、地域の代表の方々がお集まりになって話されているわけなので、全面的にお任せしたい部分というのはあるかなと私自身も思っています。

ただ、地域の方々のいろいろな話を聞く中においては、こういったことも考えられるとか、こういった部分もあるなというような、そういった声も、ここ何カ月かの間に何回か聞いた部分がありますので、そういったところで、今回、私のほうでちょっと質問させていただいたわけですが、現時点ではそういったことをされないという部分では、ぜひ検討委員会の中で十分議論されることを願っておりますし、また、町側としても、少しは具体的な物の考えを持った中で、その検討委員会の中に入って行って、洞爺地区の振興策がより一層図られるような、そういった提言になっていただきたいと思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問なのですけれども、洞爺地区の振興策についてという部分では、ちょっと違うというのですか、観点がちょっと違うような気がして自分も質問をさせていただいているのですけれども、本議会ではないのですけれども、議会の一般質問の中で、Aコープ洞爺店の閉鎖という部分は皆さんもお聞きしているかなと思っております。

それで、具体的に、Aコープ洞爺店が閉店するという話を聞いてからちょっとして、今までどのような対応をとられてきたのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

○庶務課長（藤川栄治君） Aコープ洞爺店の閉店につきましては、4月に開催された洞爺湖農協の通常総会でことしの廃止が承認されたということは聞いているところでございましたけれども、具体的な時期などについては、町と協議していただけるようJAとうや湖に申し入れを行ってきたところでございます。

その中で、JAとうや湖といたしましては、地域人口の減少、それから消費動向の減、それから赤字拡大の見込みから、町の支援を受けましても経営を維持することは、長期的なものは難しいというようなことから、ことし10月をめどに閉店したいというような話があったところでございます。

町といたしましては、この申し入れを受けまして、早急に洞爺地区住民に対して、町としてどのような対応が必要かアンケート調査を行いまして、そのほか、また、ひとり暮らしの高齢者世帯の方々には直接出向いて意見を伺いたいと考えているところでございます。

洞爺地区で唯一の生鮮食料品を取り扱っている店舗でもありますし、自家用車等で買い物に行けない方々にとっては重要な問題と認識しているところでございます。住民の要望を十分把握いたしまして、関係課と連携した中でしっかり対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） Aコープ店が閉店するということは、地域住民にとって唯一の生活するための買い物の場所の一つがなくなるということで、お年寄りにとってはなくてはならないお店だと私自身は思っています。なくなることの不安とこれからの対応、そして危機感を多くの住民が声にしているというのが現実です。

先ほど課長の答弁の中で、閉店を聞く前の対応と聞いてからの対応と、それと今という部分で、私が質問したい部分というのは、この閉店を聞いた直後に、町としてこういった対応をしたのかという部分をお聞きしたかったのですけれども、その辺、再度質問させていただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） 八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） Aコープ洞爺店の閉鎖でございますけれども、これは、たしか3月ごろだったと思います。組合長がお見えになりまして、理事会としてはそういう方向で検討していると。一方、町の支援が何かあれば、別な面でも検討する価値はあるでしょうというお話でございました。

最悪の事態を考えまして、私どもは移動販売車等々もございまして。それから、最終的には、どうしてもということになれば、代替バスを走らせる検討も実は内々にやっております。

ただ、そういう状況の中で、今回、洞爺湖農協にはっきり時期も示していただきました。先ほど庶務課長が答弁しましたように、そういうアンケート調査をやるということになってございます。

ただ、地域の方に聞くと、大多数の方が大変困ったという話、それは、ある意味、そう言われる方も多いでしょうけれども、実際にお買い求めになる利用者の方については、やはり、車を持ってなくて、そこしか行けない方というのが多いというふうに伺っております。連合自治会の会長にもちょっとお話も聞いたのですけれども、自治会の中では話題になるのですよねと。閉店について、いや、困ったねと。それは、車をお持ちになっている方に困ったねと言いますと、反応がまいち、やっぱりないと。実際に利用されて、不便になる方がないという現状もあります。

私ども、やはり、一方的に行政が買い物バスを仕立ててどうという話は、ちょっと、利用する方にとっては、洞爺にあるからいいのだよねという思いなのか、そこら辺もわからないものですから、やはり、今後の対応としては、利用されている方々に直接アンケート、お話

を伺う、そういうふうな対応をとって、どのようなことを本当に望まれているのか、また、農協で取り組まれているようなタブレット端末を配布して、注文をあっせんするというふうなこと、それから移動販売車の利用等々、その中のいずれかになるかと思うのですが、そのような中で、皆様のお話を十分に聞いて対応していくという考え方でございます。

○議長（千葉 薫君） 大西議員。

○12番（大西 智君） 閉店することによって、本当に、地域住民の方々が生活に困るといったような現状が起きてくるわけなのですが、今、答弁の中で、アンケートをとりながら、本当の声をしっかりと聞きながら、地域住民の生活に支障が出ないような形の前向きな姿勢で取り組ませていただくといった答弁がありましたので、ぜひ、その辺しっかりと対応していただいた中で、地域に合った部分とか、また、では、こういったものがあるのではないとか、それはいろいろ考えられるところでございますので、その辺をしっかりと受けとめていただきながら、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、12番、大西議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって解散いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時31分）